

一般会計予算決算常任委員会  
産業建設分科会記録

令和5年3月15日

【開催日】 令和5年3月15日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時47分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

経済部長	辻村征宏	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
商工労働課長	田尾忠久	商工労働課課長補佐	植田達也
商工労働課主査兼商工労働係長	宮本 涉	商工労働課企業立地推進室主任主事	久保弘明
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課農林係長	山口大造
農林水産課農林係主任主事	稲葉 徹	農林水産課水産係長	藤澤 竜
農林水産課耕地係長	本多享平	建設部長兼大学推進室長	大谷剛士
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	土木課長	中村景二
土木課課長補佐	大和毅司	土木課主査兼管理係長	壹岐雅紀
土木課道路整備係長	三塩泰史	土木課河川港湾係長	立野健一郎
土木課用地係長	日高辰将	都市計画課主査兼管理緑地係長	金子悦美
都市計画課主査兼都市整備係長	藤本英樹	都市計画課計画係長	佐久間庸次
都市計画課都市整備係主任技師	一力大地	都市計画課建築指導室主任技師	國川恵子
下水道課長	泉本憲之	下水道課課長補佐兼計画係長	熊川 整
下水道課主査兼管理係長	中村扶実子	下水道課管理係主任	原田尚枝
建築住宅課長	臼井謙治	建築住宅課課長補佐	石橋啓介

建築住宅課住宅管理係長	縄 田 誠	建築住宅課住宅管理係主任主事	壹 岐 隆三郎
建築住宅課建築係長	山 本 雅 之	監理室主査兼検査係長	石 田 佳 之

【事務局出席者】

局長	河 口 修 司	主査兼議事係長	中 村 潤之介
----	---------	---------	---------

【審査内容】

1 議案第9号 令和5年度山陽小野田市一般会計予算について

---

午前9時 開会

---

藤岡修美分科会長 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催します。

本日の審査内容につきましては、お手元の審査番号1番、6款農林水産業費、予算書の1目農業委員会費の審査から入ります。192、193ページ（発言する者あり）はい、いいですよ、195ページまで。

森山喜久委員 195ページの4共済費、社会保険料の説明をお願いします。

（「人事」と呼ぶ者あり）すみません。なら、農地利用最適化推進委員が14人いらっしゃいますが、この方々が動くときは、全部私有車で回られるんですかね。（発言する者あり）あ、そう。最適化推進委員がいらっしゃいますよね。農地パトロールとかで現地に行かれますよね。そのときは、全て私有車ということよろしいですか。個人の車ですかということです。

幡生農業委員会事務局長 そうです。

森山喜久委員 その際に、事故とかけがとかをした場合はどうなりますか。

銭谷農業委員会事務局次長 保険に入っておりますが、この中の予算には計上しておりませんで、委員の毎月の積立金の中から各自で出しております。

森山喜久委員 それは個人で保険に入られているということですか。

錢谷農業委員会事務局次長 はい、そうです。

森山喜久委員 位置づけとして、非常勤の公務員という扱いにはならないということですかね。

幡生農業委員会事務局長 人事課に確認してみなければなりませんけれども、非常勤の特別職地方公務員の扱いを受けますから、公務災害の対象にはなり得るのではないかと思います。確認は取れておりません。

森山喜久委員 それは、至急確認していただきたい。公務災害の対象になると思いますけれど、なるならなるという確認をされて、今、個人で掛けられている保険料を出さないようにする必要があるかなと思いますが、その辺、速やかに取組を進めていただけますか。

幡生農業委員会事務局長 今回のことは承知しました。先ほど次長から答弁しました件につきましては、従前、そういう取扱いをしております。毎月の報酬から3,000円ほど積立てをしております。その中で、山口県農業会議から、保険に入らないかというあっせんがありまして、それに入っておったほうが、公務災害に加えて、余分に保険料も支給されるということもありますし、農地利用状況調査などもしますから、その関係もあって、そういう傷害保険に入るということは、やっぱり全国農業会議所からも、干渉されておりますので、以前からそういう取扱いになっております。ただ、今言われたことについては、確認して対応したいと思います。

中村博行委員 今年度から、もうきっちりと、タブレットによる報告等が始まると思うんですけども、その対応はしっかりできていますか。

幡生農業委員会事務局長 タブレットに関しては今日持ってきておるんですけど、こういうものです。（手に持って提示している）小さいです。これを皆さんに去年の秋ぐらいにもう配って、毎月研修をしています。使い方の研修です。技術というかアンケートを取りまして、スマートフォンを使っているかどうかとか、そういうのを全部調べまして、スキルに応じて3グループに分けて検証しております。うちはこの担当職員がおりまして、誠に分かりやすい資料も作っておって、今はほぼほぼ皆が操作できるようになっております。今月の総会を13日にやったんですけども、今月からペーパーレス化して、これで全部通知も送って、議案も全部これでやりました。皆さん、支障なく使えておりますので、今のところ、来年4月から利用状況調査のアプリケーションとか意向調査のアプリケーションとかが出てきますので、今度はその検証にスムーズに入れると思っております。ただ、問題としては、7月に改選があります。農業委員会事務局としては、これはお願いベースであるんですけど、是非継続してやっていただきたいとお願いはしております。まだ、今募集期間ではっきり分かりませんが、多分、ほとんどの方が継続されるんじゃないかなという認識でおります。

中村博行委員 いみじくも今おっしゃったんで、ちょうど改選時期で、その辺が一番懸念されるところで、もう難しいので遠慮して控えると言われるような結構高齢の方もいらっしゃると思うんですよね。それも含めて、次は応募を控えたいというような声が上がっているんじゃないかと思っています。その辺の懸念で、もう先に答弁いただきましたけども、再度そういう方の声が入っているかどうか確認します。

幡生農業委員会事務局長 今の件については、高齢者の方の個人レッスンを受け付けています。私が感じておるところでは、結構個人レッスンで高齢者の方が来られて、すごく熱心にやられているという印象を受けております。難しいから辞めようという方の声は、数人ぐらいと認識しており

ます。

恒松恵子委員 万が一、タブレットを紛失されたときに非常に困ると思うんですが、例えばセキュリティー面、個人情報など漏れて困るような情報はタブレットに入っていないと考えてよろしいんですか。

銭谷農業委員会事務局次長 このタブレット中には情報は入っていないくて、通信で、その場でアクセスするようになっていて、さらにMDM利用料——モバイルデバイス管理利用料というんですけど、端末を紛失したり、端末が盗難に遭ったときに、どこにあるかが分かったり、すぐ停止させたりする機能が入っています。国の補助事業で買ったこの端末に最初からインストールされているものです。

森山喜久委員 先ほど、農業委員さんの個人的な分、支払の分は特には結構です。すみません。今の恒松委員の質問に通じるんですけど、山間部に入りますよね。山や奥地にも。それでも通信的な部分とか、情報のダウンロードを含めて、それは問題がないということなんですよ。

銭谷農業委員会事務局次長 山間部とかで電波が入らないところはあります。そのときの分は家に帰って入力してもらうようにします。一応、近々、オフラインでも、電波が入ってなくてもつなげるようなシステム改修がされると聞いていますけど、時期ははっきりしません。

矢田松夫委員 タブレットによる効率化も必要なんですけど、一番最前線におられます委員の活動実績の報告については、アンバランスがあるんです。出す人と出さない人、逆には活動する人と活動されない人。これらの平準化について、今年度どうされますか。

幡生農業委員会事務局長 活動の目標というのを作っておって、月に10日活動してくださいよということでお願いをしております。ただ、活動は今

言われたように、多い方と少ない方のアンバランスが起きておるのは確かです。それに関しましては、やはり具体的に4月からタブレットを使い出して研修をずっと続けていきますから、その中で必ず、また令和5年度の目標設定もしますんで、必ず10日以上、動いてくださいと。活動の例示、こういう活動も最適化の活動なんですよという例示も一覧表を作って渡しておりますので、それで必ず、朝、例えば勤務されている方もいらっしゃるから、自分の担当地区の農地を、通勤の道を替えて通勤途中に農地の間を通ってみるとか、そういうのも活動に入りますので、そういう活動もしていただきたい。日常的にそういう活動をしていただきたいということを今から、今からというかもうしておりますけれども、これからも、皆様にしっかり伝えていって、取り組んでいきたいと思っております。

矢田松夫委員 活動実績の集約、実績報告を見ると、月の20日ぐらい活動する人と、今言われたように月の1日しか活動してないというこの差というのは、研修でそれができるかどうか。

幡生農業委員会事務局長 今言われた点につきましては、平成28年に、農地利用農地利用最適化交付金というのを、これ今回予算も出ておりますけれども、それで、能率給というのができておりました、国の要綱では、月に5日以上活動しないと、その人は能率給がもらえないとなっております。それがインセンティブとなっておって、それで動機づけをして動いてもらうという仕組みになっております。具体的に、今もう実際それは適用されているんですけど、能率給など、そういうインセンティブという面で、活動を皆様に動機づけるという仕組みになっておりますから、その辺の説明もしっかりしていくと。活動しなかったらそれなりになって、能率給をもらえないという状況が起こってまいりますから、条例に定めておる五十数万円の満額の能率給を目指して、皆さん活動していくということが今から重要になってくる。今までは成果やったんです。活動しなくても成果があればいいよというのが国の考え方だったんですけ

ど、今は、正に矢田委員が言われるように、活動ということに注目する。それを今度は公表していくというのがこれからの流れになってきますので、そういう形で取り組んでいきたいと思っております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。いいですか。  
(発言する者あり) 歳入、はい、いいですよ。

森山喜久委員 55ページを開けてもらっていいですか。歳入の質問をさせていただきます。諸収入、雑入の6、農林水産業費雑入の農業者年金事務費のことで、農業者年金にどれぐらい加入されているか教えてもらえますか。

幡生農業委員会事務局長 農業者年金につきましては、被保険者数が9人、受給者が20人です。20人という数字は今年度初めの数字で、亡くなった方がいらっしゃるかもしれません。

森山喜久委員 被保険者は9人ということですが、加入推進をするというこでの事務費という理解でよろしいでしょうか。

幡生農業委員会事務局長 加入推進につきましては、強化月間を設けて推進しております。各加入推進部長というのを1人設けて、その方に積極的にやってもらっております。若い方に、入ってもらいたいというのがあって、若い方、若い就農者、認定新規就農者の方にも言っておるんですけど、年金の第1号被保険者じゃないと入れないんです。年金が、まだ収入がしっかり上がっていないので、年金が免除になって入れないという状況があるんです。ですから、加入するというのが難しい状況は確かにあります。それともう一つは、農業者年金というのは全額控除になるんです、年間で。6万7,000円、1か月に払っているんです、最高額としては。だから、年間でばくともうけた方、農業者年金に入ることが一番のメリットになるんです。全額免除、税金控除があるし。これは積立て方式なんで、元本割れということはないんです、年金が。だか



らすごくメリットがあるので、1人ほどそういう50代の方でも、その税額控除という観点でこれに入られたという方もいらっしゃいます。

森山喜久委員 最後に話された方が最近入られたということでいいんですかね。

幡生農業委員会事務局長 ここ二、三年で入られています。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑は。（「なし」と呼ぶ者あり）  
それでは、農業委員会費の質疑を終わります。審査番号①の審査事業  
23……（発言する者あり）ああ、そうか。農業委員会、よければ退席してください。

（農業委員会事務局 退室）

藤岡修美分科会長 それでは引き続いて、審査事業 23 番の有害鳥獣対策協議会支援事業につきまして、執行部の説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、審査事業 23 有害鳥獣対策協議会支援事業（臨時）について御説明します。資料 115 ページをお開きください。事業概要は、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会に対し、毎年度 2 万 7, 0 0 0 円を運営費として補助していますが、加えて補助額を増額するものです。資料 118 ページをお開きください。増額の内訳を御説明します。まず、追い払いを効果的にするために、「スリングショット」、これはゴムひもを使用したパチンコのようなものですが、その「スリングショット」と電動エアガン、エアガン、追い払い花火の購入等に対して補助を予定しています。次に、安全に効果的に追い払いを実施するために、追い払い用の盾の購入に対して補助を予定しています。次に、今年度、国の交付金を活用し、協議会が購入した ICT わなの通信料の補助、捕獲隊員の腕章の更新に対して補助を予定しています。増額の合計は 3 万 7, 1 1 8 円を計上しています。続きまして、予算書

206ページ、207ページを御覧ください。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、18節負担金、補助及び交付金、有害鳥獣対策協議会補助金38万5,000円です。御審査のほど、よろしく願いします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 有害鳥獣対策協議会への補助金になると思うんですが、実際に動かれる方はどなたですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 協議会で購入しているもの、資料の118ページの内容になりますが、これを実際に使用する対象者は、実施隊となります。今、実施隊は市の職員となっておりますので、市の職員が主に使うこととなります。

森山喜久委員 実施隊の主な任務を教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課の職員が主として構成されておりますが、その実施隊については、外部の方からの通報が市役所にあった場合に、市役所から現場に行く又は通報の内容を確認し、警察と連携しながら対応していくということになります。その中に、追い払いが出てきますので、先ほど申しました追い払いを効果的にするための物品を購入するということです。

森山喜久委員 今、追い払いと言われたんですが、特措法で追い払いという文言は入っていますか。特措法の第9条、鳥獣被害対策実施隊の設置等で、追い払いという言葉が入っていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 特措法の中で、追い払いという言葉は特に入っておりません。

森山喜久委員 特措法に書いてあるのは、対象鳥獣の捕獲等という表現と思う  
んですよね。まず捕獲という言葉だと思うんですが、その辺の認識は私  
が間違えていますか、どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、山陽小野田市で有害鳥獣の対策に取り組  
んでおります仕組みとしましては、実施隊と捕獲隊で構成しております。  
先ほど委員がおっしゃられた特措法で言うと、実施隊が捕獲も兼ねると  
いうことにもなると思いますが、今、山陽小野田市では実施隊が市の職  
員で追い払いを主にしております。それから、猟友会で構成する捕獲隊  
がおりますので、捕獲隊が主に捕獲活動をするということで、連携しな  
がら取り組んでおるところです。

森山喜久委員 実施隊は、特措法に基づいているという根拠がありますよね。  
捕獲隊は法的な根拠はありますか。

山口農林水産課農林係長 捕獲隊につきましては、市の有害鳥獣捕獲実施要領  
第6条第1項にて、「協議会は、有害鳥獣捕獲隊を設置するものとする」  
と規定しており、同条第4項では、「協議会において、捕獲隊員を選任  
する」ことが定められております。なお、市有害鳥獣捕獲実施要領第3条  
にて、「市長は、有害鳥獣捕獲を円滑かつ効率的に推進するため、山陽  
小野田市有害鳥獣捕獲対策協議会を設置するものとする」と規定されて  
おり、市有害鳥獣対策協議会会則第4条第3号において、「捕獲従事者  
の選考及び捕獲期間、捕獲区域の調整に関することを協議すること」と  
されております。また、市有害鳥獣捕獲実施要領第8条にて、「市長は  
被害防止計画及び有害鳥獣捕獲計画に基づき、鳥獣の捕獲を許可するも  
のとする」との規定に基づき、市長からの捕獲許可を受けて、捕獲隊に  
よる有害鳥獣捕獲を推進していただいております。

森山喜久委員 今言われただけでは分からないので、後で資料を頂きたいなど

思います。

藤岡修美分科会長 よろしくお願ひします。

森山喜久委員 では、引き続きいきます。捕獲隊は言われた形であるんですが、昨年に請願がありました。その中で、改めて産業建設常任委員会としてもいろいろと勉強させていただきました。その中で、やはり特措法に基づいて、実施隊、協議会の在り方が必要なんではないかという考えでおったし、そういう提言をさせてもらったつもりです。今の捕獲隊の方々、さっき健康とか、従事の関係で協議もできるという話もあったんですけど、身分としては、市の職員なんですか、それとも民間の方なんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 捕獲隊につきましては、猟友会に委託しております委託料を基に活動していただいておりますが、身分としては、民間、猟友会の会員ということになります。

森山喜久委員 先ほどの農業委員会のところでも言いました、最適化推進委員たちが事故したときとか、けがしたときはどうなりますかと。非常勤公務員ということで、公務災害の対象になりますよねという確認をさせていただいたんですが、この猟友会の方々は、市長の命令で捕獲のため動きます。けがしたときはどうなるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 捕獲隊につきましては、市で委託しております猟友会の会員の中から捕獲隊を構成していただいておりますが、その方が捕獲の活動に対して、市の委託の業務の内容を遂行するに当たってけが等をしたときにつきましては、それぞれ個人で加入しておられますハンター保険で対応していただいております。

中岡英二副分科会長 実施隊は非常勤の職員と言われましたが、何人おられるんですか。（発言する者あり）違うのですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 実施隊につきましては、市の職員で構成しております。農林水産課10名と他部署の職員1名の計11名で構成しております。

中岡英二副分科会長 その方々の主な目的は、追い払いと言われましたが、実施隊と捕獲隊の違いで、捕獲隊は主に捕獲、捕らえることを目的としているのですか。明確な役割分担を教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今回の山陽小野田市の体制でありますと、捕獲隊と実施隊となっております。実施隊については市の職員が構成しており、その中に1名ほど狩猟の免許を持った者がおりまして、実施隊でも捕獲が可能な体制にはなっておりますが、実施隊の主なものとしては通報による対応ということで、注意喚起とか追い払いをしておるところです。捕獲隊については、猟友会の会員の中から捕獲隊を構成しており、資格を持った方、捕獲のできる方がおりまして、実際に鳥獣を捕獲する場合には、捕獲隊が捕獲を実施しておるところです。ただ、市内で有害鳥獣が出没する場合には、市街地もありますので、なかなか銃で撃てない、わなを掛けられないというようなところもありますので、その辺は連携しながら、捕獲が可能なところにつきましては、わなを掛けたり銃で捕獲したりというような手段を用いております。なかなかかわないところにつきましては、追い払い、注意喚起を中心に被害防止に取り組んでおるところです。

中岡英二副分科会長 捕獲隊のメンバーは何人ぐらいおられるんですか。

山口農林水産課農林係長 捕獲隊につきましては、山陽地区13名、小野田地区11名の計24名となっております。

中岡英二副分科会長 捕獲隊の高齢化というか、その辺はどんなですか。若い

人がやられているのか。イノシシが出没していますが、対応できる人数なのかお聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 決して十分な人数、十分な体制ではないと思っておりますが、先ほど申しました資格を持たれた方が、事故のないように連携しながら実施していくということから、猟友会の方をお願いして、有害鳥獣の被害防止に努めておるところです。先ほどから出ております特措法でいう実施隊への民間の方の加入も、当然、請願の内容に盛り込まれておりますので、農林水産課としましても、十分に実施隊、捕獲隊、有害鳥獣の捕獲等に対して十分な体制を取るよう心がけておるところですが、実際に実施隊に民間の加入となりますと、いろいろ調整があり、時間を要するということから、今の体制の中での体制強化を図っておるところです。

中岡英二副分科会長 私が言いたかったのはそこなんですよね。他市を見ても、民間の実施隊は下関市が二百八十何人、宇部市にしても百六十何人と。かなりの人数の民間の実施隊が入っておりますが、本市においては、今のところ民間の方を実施隊に入れるのは難しいという御判断ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 民間の方を実施隊に加入させることが難しいというのではなく、今はお時間を頂きながら調整、協議しておるところです。

中岡英二副分科会長 近い将来実現するということですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 実現するかどうかというのは、協議の内容によって、どういう方向に進むかというのがありますが、いずれにしても、特措法でいう民間の方が実施隊に加入するという制度もありますし、制度を活用すれば、いろいろ財源についても有利なものもありますので、その辺も踏まえて、これから関係機関といろいろ協議を重ねていって方

向性を見いだしていきたいと思っております。

中岡英二副分科会長 高齢化が進んでいるのであれば、教育というか、そういう人を育てる国からの制度もあると思うんですよ、若い実施隊を教育する国からの補助金等もありますので、是非とも国の補助金を使いながら、若い人を実施隊に増やして行って、もちろん民間の方もですけども、やはりそこらが一番欠けているから請願等が出てきているんじゃないかと思うんですよ。是非ともこういうのを実施して、国の補助金も利用しながら、もちろん民間の方が入っていけるような組織にしていきたいと思えます。これは要望です。

森山喜久委員 関係者、関係機関と協議されてきたと言われましたが、請願が出されて以降、有害鳥獣対策協議会を何回したのか。そして、対象者と何回協議をしたのかを教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 回数につきましては、対策協議会は2回開催しております。対策協議会については、当然請願の内容につきましては、協議会の委員の皆様にはお示しして、こういうものが出ましたということで、対策協議会としてどうしていきますかということは、請願の内容を踏まえた上で、進めておるところです。それと、民間の実施隊につきましても、協議会の中でお話しさせていただいたところです。今後こういうふうに関係者と協議を進めていきますということでお話ししております。それから、相手方としましては猟友会が主になりますので、猟友会の方とは話をしております。皆さんが一堂に会して話をするというのは1回ぐらいなんですけど、役員の方とお話をしたりということは、いろいろ駆除でお会いしたりもありますので、その都度というか、必要に応じてお話をさせていただいておるところです。

森山喜久委員 そのときのそれぞれの反応、協議会から出た意見は何かありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 協議会については、意見がどうこうではなく、  
こういうふうに関係者と進めていきますという内容のお知らせです。

森山喜久委員 協議会に対して報告したということになりますね。関係者の方  
とお話をされたとき、実施隊として入ることに対しての反応とし  
てはどんな感じなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 まだそこまで深い議論にはなっておりません。  
一気に進められればいいところではありますが、先ほど申しましたよう  
に、捕獲隊、実施隊が体制強化を図るところで、まず現状できる  
ものを進めていく。今まで小野田地区、山陽地区に二つの猟友会があり、  
猟友会がそれぞれ地元の地区を受け持って捕獲活動をしておりましたが、  
駆除においては、山陽地区は小野田地区も含め、小野田地区は山陽地区  
も含め、市内一円で許可を出したところ。徐々にではありますが、  
山陽地区から小野田地区に来て捕獲活動することも進んできております  
ので、今できることをやっていきたいと考えております。

森山喜久委員 正直言って、遅過ぎると思いますね。猟友会の方々が実施隊に  
入ることでの隊員としてのメリットは、公務災害に対する補償がある  
ということと、狩猟税の軽減です。狩猟税が毎年1万6,000円から1万  
7,000円掛かる分が半額、場合によってはゼロになると。そして獵  
銃の技能講習の免除が、実施隊に入ればあるわけなんですよ。今回、整  
備されていたら、令和5年度から、そういった税金とかの軽減も対象に  
なりますよね。個人に対してそういったメリットは間違いなくある。そ  
して、市も財源として、8割が特別交付税で入りますよね。話が離れま  
すが、有害鳥獣の捕獲の関係で、委託料が20万円増額されています。  
それ以上の金額のものが、きちんと特別交付税で補填されるにもかかわ  
らず、協議もみんなを集めて1回かな、という話はどうなのかなと。あ  
くまで隊員たちに対して、民間の実施隊員になったら、このようなメリ



ットがありますよという説明を、書類で説明していくということが必要  
と思いますし、今の捕獲隊、猟友会で委託することと、実施隊に入っ  
ても、結局皆さんがやることは一緒じゃないですか。一緒でも、実施隊に  
入ったらメリットはこれがありますよと、デメリットもあるかもしれま  
せん。その部分をきちんと説明するのが市の農林水産課であって、対策  
協議会としての仕事じゃないんですか。どうでしょうか。

辻村経済部長 実施隊の現状と請願であった国の特措法に基づく実施隊、実施  
隊は職員ですけども、捕獲するのは猟友会ということなので、純粋に民  
間の方に委託して捕獲をお願いしています。請願で言えば、実施隊の中  
に入られて、非常勤の公務員として捕獲に当たっていただくという身分  
が大きく変わるところもありますので、その辺を確認しなくちゃいけな  
いことがあります。それと、公務になると、今度は報酬も払われますし、  
非常勤の公務災害適用になるということもありますけども、その報酬  
の額等も検討する必要も出てきます。ですので、近隣も含めてその辺を  
十分に精査させていただく中で、委員がおっしゃいました遅いという意  
見もありますけども、昨年9月から内部では慎重に精査させていただい  
て、導入の可否も含めて十分に検討させていただきたいということです。

中村博行委員 今、部長がまとめられたんですけども、とにかく民間の方、要  
するに農業関係者も含めて、そういった方々は鳥獣被害について、よく  
御存じであり、この問題が非常に難しいということも御存じだと思うん  
ですよ。しかしながら、それに関わりのない一般の方が被害を受けて、  
それがもう日夜、毎日のようにそういうことが起こっているような状況  
の中で、そういった人たちにどのように啓発していくか、協力を求めて  
いくかが非常に必要になってきていると思うんですよ。実は、近々の  
うちにそういう団体と市民懇談会をするんですけども、必ずそういった  
要望が出てくると思うんですよ。ですから、そういう人たちにとっては、  
行政や関係者の動きが非常に遅いという思いをずっと持っておられ  
ると思うんです。だから、関係していない人たちであるけれども被害に

直面している人たちに対して、どのようにお知らせ、あるいは啓発していくのか、協力を求めていくのかを考えていけないと思うんです。それについてのお考えをお聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市民の方が被害を受けないようにどういう周知をしていくかという質問ですが、請願の中にもありました、どこに通報したらいいのか、分かりやすくしてほしいとありました。請願後の動きといたしましては、LINEを活用したという話もありましたが、LINEについては、ホームページにもアクセスできますので、ホームページを開いていただくと、注目ワードがあります。注目ワードを見ていただければ、イノシシ、猿に遭ったらというワードが入っておりますので、それをクリックしていただければ、連絡先、注意事項が載ったページにアクセスが簡単にできるようにしております。教育委員会には、被害に当たって、注意喚起のチラシを農林水産課で作成しております。以前お話ししました、8月15日に全戸配布によって、班回覧で市内全域に回覧しております。その内容ですけれども、猿とイノシシにつきましては、教育委員会にもお示しして、学校にそれを配布していただいて、周知を図っていただくというような試みもしております。まだまだ不十分ではありますが、注意喚起のチラシ等を作成しながら、今ホームページも充実させて、周知を図っておるところです。通報があった場合、現地に出向いて追い払い等もしますけれども、あんまり頻繁に出るようでありましたら、自治会長とお話をさせていただきながら、注意喚起のチラシを班回覧するという対策も取っておるところです。

矢田松夫委員 鳥獣被害については、20日の市民団体との懇談会の場で、被害対策についてどうすればいいのかということやればいいことであって、今日は予算審査でありますので、先ほど言われました116ページ以降について、質問していくのが今日の審査の流れであると思います。そこを質問しないと意味がありません。それでは、116ページについて質問させていただきます。まだそこまで行っていないんですか。

藤岡修美分科会長 換気のため、ここで休憩したいと思います。

---

午前9時47分 休憩

---

---

午前9時53分 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開します。審査事業の有害鳥獣対策協議会支援事業につきまして審議しておりますので、この事業についての質問を進めてまいりたいと思います。

矢田松夫委員 この補助金の対象は、有害鳥獣の対策協議会でよろしいですか。基本的なことを最初に聞きます。115ページの対象がここに書いてありますが、これに間違いはないですか。対策協議会へ補助金を交付するというのでいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、そのとおりです。

矢田松夫委員 ならば、対策協議会のメンバーを見てみますと、ずっとこのメンバーに、いわゆる対策協議会の入っている団体がこの度補助対象になると、協議会のメンバーが補助対象になるという理解でいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 メンバーではなく、対策協議会に対して補助するものです。

矢田松夫委員 であるならば、それを受ける方は協議会の中のメンバーと理解するんですが、そういうことでいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 基本的には対策協議会が受けて、対策協議会が被害防止のために、そのメンバーに対して使用を認めるということに

なります。

矢田松夫委員　そういう構成団体にも、そういう恩恵とは言いませんが、対象者になると理解しました。次の116ページを見てください。今回の対象補助対象の金額は、補助金が合計38万5,000円となっていますが、その次の令和6年度以降は減額になっております。118ページを見てください。補助の内訳あります。消耗品であれば、補助金が減るわけではないんです。使うということですので。違うんですか。さらに、先ほど言った対象団体のトップは協議会ですけど、それを構成する団体であれば、備品を増やすという方向であれば、まとめに入りますが、先ほど言った、来年度以降7万7,000円じゃなくて38万5,000円に近い補助金を計画するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　資料の116ページについては、令和5年度、6年度、7年度の予算の金額が載っております。118ページには、今年度の増額の内訳が載っております。今、委員がおっしゃられたのは、令和6年度以降も同じように購入といいますか、補助するべきではないかという御質問と思います。これにつきましては、今年度、追い払いについて充実させていくために補助しておりますが、現在2万7,000円の補助について、令和6年度以降は、5万円ほど増額しております。これにつきましては、たま代とかがありますので、そういうものを計上しておりますが、令和6年度以降は、先ほどの実施隊に民間の方を加入させるというようなことの検討もしており、その辺が少し不透明な部分もありますので、令和6年度以降は5万円の増額と計上させていただいております。実際には、令和6年度の予算を要求する場合には、そのときの状況を見ながら予算を要求していきたいと思っております。

矢田松夫委員　もう一度言いますが、補助金が38万5,000円であれば、将来的には、今言った予測じゃなくて、必ず118ページでは、消耗品を使い切るわけです。鳥獣の被害は増えているという実態の中、あるい

はその目的の中では、「削減する」と、鳥獣被害を少なくするというのであれば、118ページも含めた内容であれば、私は、令和5年度、6年度以降もそういった予算要求をしていくべきだと考えるわけですがいかがでしょうか。備品を増やしていくという考えが、もう今年度すぐイノシシや猿やら鹿の被害がなくなるというのならばいいですよ。なくならないという前提であれば、予算要求をきちっとして、そういう計画を立てていくと。今年度以降、そういうお考えはありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 令和5年度につきましては、今の追い払い等を充実、効果的にするために、物品の購入を考えております。令和6年度につきましては、令和5年度の状況、実績を踏まえて、令和6年度につきましては、どういうものが必要か、また、どういうものが効果的に使えるのかということを確認しながら、令和6年度の対応をしていきたいと思っております。

矢田松夫委員 是非とも今年の実績を見て、さらに消耗品について、あるいは備品について拡大があれば、対応していただきたいと思います。それから先ほど、対策協議会の構成を言いましたが、補助交付対象者で、私の見間違いか分かりませんが、市内在住者と書いてあります。在住者とはどういう方なんですか。いわゆる、先ほど言った協議会の構成メンバーも今回の36万円に入るんだけど、それ以外にも市内在住者とはどういう方を指すのか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市内在住者というのは、どこで出る表現ですか。

矢田松夫委員 今のは取り消します。これは有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱ですので。直接、鳥獣を捕獲した人の対象ですよね。それは取り消します。私の質問は。

中島好人委員 この度の予算は、主なのが35万7,000円の増額です。これは消耗品ですけども、皆必要なものだと思っています。ただ、これは令和5年度だけじゃなくて、ずっと使うんじゃないかと、1年で消化するんじゃないんじゃないかと思っていますけども、これは何年分として見ているのでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 耐用年数といいますか、どれぐらいもつかは実際に使ってみないと分かりません。それが買い替え、更新になるのか修繕になるのかということもあります。今、予算には修繕を入れておりますが、物によって、使用してみて、できるだけ大切に使用していきたいと思っております。

中島好人委員 今まで、要するに令和5年から新しく消耗品、エアーガン、花火とかを購入するという事なんですけども、今までの分がなくなったから、新しく消耗品として購入するのか。今までは、どうなったのかが気になるんですけど、どうなのでしょう。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今まで、追い払いは、追い払い用の花火がありますので、花火を主に使っておりました。一つエアーガンがありまして、使えない状態になっておりましたので、それを修繕できるかどうか確認したところ、修繕できるということだったので、今回修繕するようにしております。それと新たに購入をするものを予定しております。

中島好人委員 この度まとめて購入すると思うんですけども、それなら以前の方で、まとめて買ったのは何年前ぐらいで、この間何年もったのかが気になっているところなんです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたエアーガンは、いつ購入したかの記録がないんですが、もう既に故障しておりまして、使用不可になっておりました。それを今回修繕するという事です。それから、追

い払い用の花火は、5連発で銃声のような音がして、イノシシや猿の追い払いをするんですけども、そういうものを購入して今まで対応しておったところです。

森山喜久委員 今の追い払い用の花火の関係ですけど、それは市の予算なのか、協議会の予算なのか、どちらでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 協議会です。

森山喜久委員 それは国費ですか、県費ですか、市の補助からの分ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 単独の市費です。

森山喜久委員 何年ぐらいに買われたんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 花火の在庫によって、不足すれば購入するようにはしておりますので、1年、2年にワンセット購入するようにはしております。

森山喜久委員 令和3年度とか、今までの決算額に出ていないので、疑問に思いました。実際、1年、2年に1回買われるのであれば、令和3年度に買われて、令和5年度にまた買うという状況にあるのかなと思ったんですが、その辺どうですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 2万7,000円ほど協議会に出しております。これにつきましては、運営費であって、振込手数料等を支払っておるんですけども、残金がありますので、それを繰り越して購入してということで、補助金で追い払い用の花火を購入しております。

森山喜久委員 実際、猿は追い払い用の花火じゃないと対応が難しいと思うん

で、そちらのほうの必要な経費はちゃんと毎年計上すべきかなと思います。話を戻しますが、115ページの活動指標又は成果指標の中で、ICTわな設置箇所数が1と。令和4年4月から7月にICTわなを設置したようになっております。令和5年度以降も、1基ずつ設置となっているんですけど、このICTわなとは何か教えてもらえますか。

山口農林水産課農林係長 令和4年度にアニマルセンサーを4基と捕獲パトロールというシステムを購入しております。アニマルセンサーは、箱わなに入った個体をセンサーが温度で検知し、門戸を閉めるものとなります。捕獲パトロールシステムは、親機の電波圏内に箱わなを設置し、箱わなに子機を取り付けることで、箱わなの門戸が閉ざされたことを検知し、登録者にメール送信を行うものとなります。これらを活用することで、捕獲個体の大きさを絞ることができること及び捕獲個体がわなに掛かったことを早急に認識できます。捕獲パトロールシステムは、ネット回線を使用するため、通信料が必要となります。

森山喜久委員 予算はどうなっているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 ICTわなにつきましては、国の交付金で購入しております。通信料につきましては、交付金の対象外ですので、市から協議会に補助を予定しておるところです。

森山喜久委員 令和4年度に購入したということなんですよ。購入した実績値を教えてくださいと思います。今、アニマルセンサーと捕獲パトロールシステムを導入されたわけなんですよ。導入費用がどれぐらい掛かって、国費で幾ら入ったのか、市費とか鳥獣対策協議会、若しくは県費、財源がどうなのか教えてもらっていいですか。

山口農林水産課農林係長 捕獲パトロールシステムについては、基地局が1基で33万1,800円、子機が1基で4万4,850円です。アニマル



センサーについては、一式で4万5,400円になります。購入費用につきましては、全て交付金で対応しております。今、お伝えしたのは機材費のみで、取付費等全て込みで15万円掛かりますので、消費税等込みで合計が92万7,080円になります。

森山喜久委員 その機材は対策協議会が全て管理しているということですか。

山口農林水産課農林係長 委員がおっしゃったとおり、対策協議会で所有して、管理していくということになります。

森山喜久委員 118ページにある通信費で、2,000円掛ける12か月プラス事務手数料の3万円が、今言われた基地局からの通信費なのかなと思うんですが、今、実際に動かしているなら、このお金はどうしているんですか。

山口農林水産課農林係長 当初購入につきましては、交付金でその通信費も見ることができるようになっておりますので、それを含んだ金額となっております。

森山喜久委員 令和4年度は通信費を考えなくてもいいけれど、令和5年度から要るよということですか。

山口農林水産課農林係長 おっしゃるとおりです。

森山喜久委員 わなの関係で、落ちたらその分のセンサーが飛んでくると。それが四つあると理解したんですけど、実際にその現場に行くのは実施隊の方々ですか。

山口農林水産課農林係長 現場で門が閉まっている、個体が入っているかどうかの確認については、捕獲隊で確認していただくようになります。

森山喜久委員 結局、先ほどの話に戻るんですけど、実施隊と捕獲隊がすごく混在していますよね。請願の関係もそうですし、国が定めている特措法も実施隊で行えという話になるじゃないですか。その中で、今こういうふうに、わなでの捕獲を進められるのであれば、実施隊にきちんと組み込んでいく必要があるという中で、今回分けて考えなきゃいけないのは、わなの設置とかで本当に必要な経費をわなで使っていく、捕獲のために使っていくのと、追い払いのために使用したいというお金の話なんでしょうけど、実際にこの追い払いでこれだけお金が必要なのか、国費とか県費とかそういった分で対応できないんですか。

山口農林水産課農林係長 今回購入予定である物品等につきましては、国費、交付金等の活用はできないということを県に確認しております。

森山喜久委員 以前の説明の中で、県の西部広域の話も出たじゃないですか。そこからの交付金の活用はできないんですか。

山口農林水産課農林係長 県の西部広域の補助につきましては、購入は可能な部分があるかとは思いますが、別個、箱わな等の捕獲機材を買う予定等もありますので、こちらで計上させていただいた次第です。

森山喜久委員 ただ、箱わなとか、先ほどから繰り返しますが、実施隊にちゃんと民間の方々が入っていて、実行するってなっていたら、国費で買えますよね。国費で箱わなとかを買って、県費でこういう消耗品の関係で、追い払いでどうしても必要なものを買うというようにやるべきと思うんですよね。実際、一般財源を使う必要はないと認識しています。全てとは言いませんよ。必要なところで。今回、国の交付金とか県の補助金とかを含めて、使えるものを使った状況の中で、どうしてもできないものをここに挙げたのかどうかです。その辺を再度確認させてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 有害鳥獣被害防止対策を有効にするためにと  
いうことで、いろいろな物品を購入したり、捕獲のためにわなを購入し  
たりということですが、それにつきましては、先ほど申しましたように、  
より有利な財源を使って購入したいと考えております。それで、交付金  
につきましては、10分の10、2分の1等がありますので、そのメニ  
ューで、わなを購入したものについては10分の10で国の交付金が充  
てられるということになっております。それから、先ほどお話のありま  
した特別交付税につきましては、以前から有害鳥獣の駆除に要する経費  
につきましては、被害防止計画に定めたものを進める上で、必要な経費  
につきましては、特別交付税として8割ほど交付税措置されますので、  
今の市費を使つての被害防止につきましては、特別交付税の措置を対象  
として手続しておるところです。実際に、この交付税措置につきましては、  
ずっと遡っていないんですが、平成25、26年ぐらいからは、既  
にこの特別交付税の対象になって、単市で取り組んでおります被害防止  
計画に基づいたことに対しての経費は、特別交付税措置をしておるとい  
うところなんです。

森山喜久委員 特別交付税の関係を言われたから、私も脱線させてもらいま  
すけど、民間の実施隊に有資格者は二十何人いると先ほど言いましたよね、  
捕獲隊で。山陽地区10人、小野田地区14人でしたかね。その有資格  
者が20人以上いるならば、活動経費が300万円もらえるわけじゃな  
いですか。実施隊にきちんと入っておれば。特措法を含めて、予算の分  
も全部出ています、国は。20人以上、300万円以内の交付金で支援  
ということがあって、先ほど言った、実施隊員が行う場合は、定められ  
た上限以内で、箱わなであれば11万9,000円、くくりわなとかで  
あれば1万6,000円、一つにつきもらえるよと。くくりわなでも宇  
部市だったら50基とか100基、購入しているわけじゃないですか。  
交付金でもらっているんですよ。その実績も出ていますよ。出しましょ  
うか。実施隊に民間が入って、隊員たちも狩猟税とかは減免されて、非  
常勤公務員で公務災害の状況にもなると。そういう活動経費も負担され

ると。その中で動かれたら、山口係長とか、稲葉さんとか、皆さん現場でずっと追われる必要はないじゃないですか。実施隊の方々にきちんと動いてもらうという体制を整えれば。今、捕獲隊に委託していますと言いながらも、実際に出ているのは市の職員でしょ。何のための委託料なんですか。その辺を言いたいんですよね。きちんと特措法にのっとってやれば、市の職員の業務量の軽減にもなるじゃないですか。隊員にもきちんと手当も入る。身分的な部分を保障される。市もちゃんと財源は入る。手当てされるといふところがあって、一般財源の支出も抑えられると。それは分かっていると思うんですけどね。脱線したんですが、そのところを含めて、今回の補助の関係がいかがなものかと思ひ、全てきちんと精査されたのかと思ひています。再度、全てちゃんと網羅された中で、補助金の提出でしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、御指摘いただきましたが、たしかに請願も出ましたし、請願が出る前も有害鳥獣の被害は市内でも出ております。その中で、当然請願の内容についても、どこまで進めていけるかはありますが、被害防止について体制強化を含めてしっかり対応していきたいと考えております。その中で、現在どこまでできるかというのが、先ほど説明した内容です。それで、対策するためには、市が予算化なり、市で対応するところ、それから、協議会で実施隊として対応するところがあります。それで、民間の方の実施隊への加入につきましては、先ほど部長も申しましたが、いろいろ金額内容、もろもろ協議することもありますので、それにつきましては、もうしばらくお時間を頂きながら進めさせていただきたいと思ひしております。現在は、状況がベストではないかも分かりませんが、我々が今できることを進めさせていただいて、御提案させていただいておるといふところなんです。

藤岡修美分科会長 換気のため、5分休憩します。

---

午前10時22分 休憩

---

---

午前10時28分 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開します。質疑はありますか。

森山喜久委員 115ページ、ICTわなの再質問になりますが、さっき基地局と子機という表現があったと思います。この設置箇所数が1というのは基地局のことなんですか、それとも、それぞれの箱わなに設置された一つ一つの子機なのですか。その辺をもう一度詳しく教えてください。

山口農林水産課農林係長 115ページのICTわな設置箇所数に挙げている数字につきましては、親機、つまり基地局の数字になります。

森山喜久委員 その親機はどこに置かれているんですか。

山口農林水産課農林係長 江汐公園内に設置しております。

森山喜久委員 江汐公園に親機があると。先ほどの話であれば、あと子機が四つ、それはどこに置かれているんですか。

山口農林水産課農林係長 もともと箱わなを設置しておりました江汐公園内と、近隣に箱わながありますので、そちらに子機を設置しております。

森山喜久委員 箱わなにそれぞれ設置したものが、子機と理解してよろしいんですよね。再確認ですけど。

山口農林水産課農林係長 お見込みのとおりです。

森山喜久委員 それで、対策協議会で箱わなが幾つあるのか。大型わなが幾つあって、中型わなが幾つあって、小型わなが幾つあるか、くくりわなが

幾つあるか。所有の状況を教えてもらっていいですか。

山口農林水産課農林係長 箱わなはトータルで33基あります。くくりわなは消耗品的な部分もあるため、残個数は確認できておりません。現在、市役所で保有しているくくりわなには、20基ほどあります。

森山喜久委員 33基のうち、設置されているのは何基あるんですか。

山口農林水産課農林係長 今、こちらのほうで把握しておって、使われていないものは7基と認識しておりますので、それ以外の26基使われていると思われます。

森山喜久委員 26基の設置箇所は、把握していますよね。

山口農林水産課農林係長 令和2年度以降のものについては明確に把握しています。平成23年以降に購入したものについては、購入個数等は把握しているんですが、現在どこにあるかまで明確な場所について把握できていない状況です。

森山喜久委員 それはもう既に猟友会に委託した時期なんですよ。猟友会に確認すれば分かるもんじゃないんですかね。どうでしょうか。

山口農林水産課農林係長 購入時期も結構前になっておりますので、再度、猟友会に確認させていただきたいと思ひます。

森山喜久委員 箱わなの関係は確認しておいていただきたいですし、くくりわなは市で保有が20ということですけど、今年度、令和4年度に購入したのは何基だったんですか。

山口農林水産課農林係長 国の交付金で20基購入しております。

森山喜久委員 使っていないということですかね。

山口農林水産課農林係長 購入して、現状はまだ配布していない状況なんですが、猟友会でくくりわなをどれほど使うのか確認した上で、配布を行いたいと思っております。

森山喜久委員 箱わなにしても、くくりわなにしても、どれぐらい必要なのかを一定程度確認して、購入の手続を取るんじゃないんですか。どうでしょうか。

山口農林水産課農林係長 意向を確認した上でわな等の購入を進めておるんですが、最近、市街地に出てきたときの対応として、くくりわなを使いづらいう状況にあることから基本的に箱わなでの対応となっておりますが、一応くくりわなも必要ということで、要望によって購入しているところではあります。配布については、協議の上で対応していきたいと思っております。

森山喜久委員 再確認なんですけど、今は箱わなの未使用が7基、くくりわなが20基あるということでしょうか。

山口農林水産課農林係長 そのとおりです。

森山喜久委員 先ほどの118ページのところでの話になりますが、「県の広域で箱わなを購入し」という話もありましたが、必要ないですね。今7基も未使用であって、20基もくくりわなを使用していないという話であるならば、西部広域で必要な備品類、電動エアガン、追い払い用の盾とかは西部広域でも購入ができると思います。今の残個数、そして本当に必要なものに対しての財源をそれぞれ考えたら、少なくとも、消耗品はある程度市で持たなきゃいけないと思いますけれど、備品類の関係について言えば、国や県の補助を受けるべきだと思います。どうでし

ようか。

山口農林水産課農林係長 今年度、箱わな等を購入して、それを今使っていないような状況で、箱わなを置いてほしいという要望等は現在もありますので、設置については現在検討中のところもあります。来年度になって、その要望に応じていったところ、箱わなが不足してくるということも考えられますので、箱わなについては見直しを行いつつ、必要数を購入していきたいと考えております。

森山喜久委員 現在の要望数と来年度の購入予定数を教えてもらえますか。

山口農林水産課農林係長 国費で箱わなを3基購入する予定としております。西部広域については、現在未定です。

森山喜久委員 聞きたいのは、地元からの要望数です。

山口農林水産課農林係長 現在、地元からは有帆地域で2件、埴生で1件あります。今すぐ正確な要望数は何件ということは答え難いんですが、数件はあると認識しております。

中岡英二副分科会長 117ページの下の方に、目標達成度Aとありますが、協議会の回数を1件から3件にしたことによって、鳥獣による農林水産物の被害が減ったからこういう評価になったんですか。ただ単に、回数を3回したからというわけじゃないと思うんですが、お聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 この達成度につきましては、指標の達成度がそのままここに出てきますので、今おっしゃられたように協議会の回数がそのままこの「A」になったというところですよ。

中岡英二副分科会長 それでは、この中には、鳥獣による農林水産物の被害が



軽減したというのは、考えなくていいんですか。ただ、協議会の回数を増やしたから「A」になったということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては、指標の在り方の見直し、検討が必要かと思えます。今、これがそのまま指標になっておりますので、先ほど申しましたように協議会の回数で「A」が付いておるところです。実際に、令和5年度から令和7年度までの被害防止計画も作成しまして、その中で、今後やっていく対策をしっかりと盛り込んでおりますので、被害の状況もその中に入っております。被害については、若干落ち着いておるのかも分かりませんが、一方で、農作物の作付面積も減っておるという中で、被害が変わらない、あるいは増加しておるというところもあるのかなと思えます。引き続き、被害防止については努めていきたいと思っております。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）この有害鳥獣対策については請願が出ておりますし、市議会として請願を採択して、これから市に取組を求めているところです。請願の中にもありましたけども、特措法に乗っかっていけば、十分な対応ができる可能性があると思うんで、その辺りを踏まえて、市のこれからの方向性を、最後に部長から答弁をお願いしたいと思います。

辻村経済部長 いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。この件につきましては、請願のこともあります。請願の中身も我々も重々理解し、できるところは来年度予算にでも反映ということでやってきております。1点目の実施隊の話もありましたけれども、これにつきましては、人に関わるのところ、身分に関わるところもありますので、慎重にさせていただいたところはあります。それが遅いという意見もありますけれども、慎重にさせていただく中で、できるところからしていきたいと考えております。その請願の趣旨、また法の趣旨も踏まえながら、適切な対応をしていきたいと考えておりますので、現在の状況、うちの取組につ

いて御理解いただければと思います。

藤岡修美分科会長 よろしく申し上げます。それでは予算書の審査に移ります。  
196ページの農業総務費からです。196、197、198、199  
ページの農業総務費です。

森山喜久委員 197ページの12委託料、PCB調査委託料は、どこをや  
れるんですか。

山崎農林水産課技監 市場に関するもので、施設の中にPCBが含まれてい  
るかというところの調査になります。

森山喜久委員 199ページの12の委託料、管理委託料18万1,000円  
の説明をお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市民農園の草刈りです。

森山喜久委員 市民農園の今、利用状況等はどうですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市民農園につきましては、3か所あります。  
厚狭ですと沓山田が26区画ありますが、26分の17です。烏帽子岩  
が44分の36です。高栄が45分の45で、高栄はいっぱいです。

森山喜久委員 18節負担金、補助及び交付金、酪農振興補助金の説明をお願  
いします。

山口農林水産課農林係長 酪農振興補助金につきましては、農家が使用する乳  
牛の資質の向上と酪農経営の安定を図るため、1頭当たり6万円を超える  
共済に加入する場合に、1頭当たり2,000円を限度に掛金を補助  
するものとなります。

森山喜久委員 酪農されている農家さんの数と牛の数を教えてください。

山口農林水産課農林係長 畜産の牛関係は5軒と把握しております。頭数については、肉用牛につきましては30頭、乳用牛につきましては91頭となります。

森山喜久委員 5軒の酪農家があつて、それでトータルで肉用牛が30頭、乳牛が91頭ということですか。

山口農林水産課農林係長 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 その中で先ほど2,000円の補助の話がされたと思うんですけど、これは最低限の11万2,000円で計上しているという理解でいいんですかね。

山口農林水産課農林係長 畜産農家は複数いらっしゃるんですが、実際補助の対象となるのが、一畜産農家だけで、その頭数が挙がっているということになります。

森山喜久委員 それは、毎年確認されているということによろしいんでしょうけど、今回やっぱり畜産関係で飼料作物がすごく高騰したということで、去年、経営的にやっぱり厳しいという話もありました。その中で、国とか県の補助とか、近隣市、下関市とか宇部市とかそういった補助とかあるけど、山陽小野田市はどうなんだろうなという話があつたんです。その辺での今までの対策とか、そういう対策とか、そういった酪農関係の農家への意見の聞き取りというのはされていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今年度、燃油高騰によりまして、9月に補正させていただきまして、補助金を創設いたしました。市内の酪農農家に

肥料高騰での補助制度を作りまして、手続を進めているところです。

中岡英二副分科会長 199ページの負担金、18節の負担金のところの下から7行目、農業次世代人材投資資金、去年は600万円あってこの度は262万円と大幅に減っています。その原因と、もう一つ下の新規就農者支援事業補助金が、去年の181万円から370万円に増えていますが、どうして増やしたのか。この2点ほどお聞きします。

稲葉農林水産課農林係主任主事 まず、農業次世代人材投資資金の金額が昨年度より減額になっていることですが、この事業が、令和3年度までの事業になりまして、令和3年度までに採択された方ということで、対象者が減ったことでの減額になっております。新規就農者支援事業補助金372万4,000円につきましては、市内在住の認定新規就農者が対象になりますが、現在、夫婦で1組いらっしゃるんですが、今年度、1名ほど認定新規就農者に認定された方がいらっしゃるって、1名増加ということで増額になっております。

森山喜久委員 農業次世代人材投資資金が令和3年度までということですけど、令和2年度、令和3年度、山陽小野田市に新規に入った方は何人いらっしゃるんですか。

稲葉農林水産課農林係主任主事 令和2年度はゼロ名で、令和3年度は1名ほど交付しております。

森山喜久委員 要は次世代育成の事業については、人が少ないから制度が終わるということなんですか。それとも新規に切り替わるんですか。

稲葉農林水産課農林係主任主事 こちらは国の事業になりまして、事業制度が新たに替わりまして、今までは農業次世代ということで、最長5年間ほど補助してあったのが、経営開始資金というものに替わりまして、最長

3年間、150万円補助するという事業に替わっております。

森山喜久委員 経営開始資金の関係は、令和4年度から開始されているということでしょうか。

稲葉農林水産課農林係主任主事 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 それについては、今、令和4年度、令和5年度には山陽小野田市に対象者はいないということですかね。

稲葉農林水産課農林係主任主事 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 なぜ、いないんですか。

稲葉農林水産課農林係主任主事 就農相談の件数としては、今年度、8名ほど相談には来ていただいておりますが、なかなかその制度に乗るまでに研修が必要だったりとか、またいろいろな要件等を含めてであったりとかで、まだそれ以降の相談につながっていないというのが現状です。

森山喜久委員 こちらの分には直接関係ないけど、例えば市全体で見たら、地域おこし協力隊とかあるじゃないですか。そういった中で、例えば農業に興味のある方、漁業に興味のある方、林業に興味のある方に、山陽小野田市に目を向けてもらうきっかけの話にもなって、その中で、こっちで就農するなどということもあり得ると思うんです。でも、8人、就農相談があつて、ゼロというふうな話であれば、それは、山陽小野田の農業に魅力がないのか、制度がほかの市町に比べて劣っているのか、やりにくいのか、その辺の関係で追跡調査的な部分はしているんですかね。

稲葉農林水産課農林係主任主事 先ほど申しました国の事業の経営開始資金につきましては、いろいろな要件だったりとか、就農した後いろいろな

提出物だったりとか、計画を作ったりとか、いろいろな縛りがある中で、実際にお仕事をされていて辞めた中で、自己資金がある中でこれを活用するのがいいのかというのも相談の中でさせていただく中で、検討していただいております。山陽小野田市としては、先ほど言いました新規就農者支援事業というのがありまして、こちらが最長5年間で、機械の購入だったり施設の購入だったりリース等だったり、また、市外から市内に引っ越していただいたら家賃補助等、こちらの支援事業が充実しておりますので、そちらを紹介して、認定新規就農者になっていただくように、こちらとしても働きかけている状態です。

森山喜久委員 新規就農者の支援事業の補助金とか、先ほど言った家賃補助の関係は、全て市費でやっているということですかね。

稲葉農林水産課農林係主任主事 はい、そのとおりです。

恒松恵子委員 18節負担金、補助及び交付金の一番下の6次産業化、300万円、200万円とありますが、相談があったか。現在進捗状況が分かれば教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 6次産業化農商工連携応援事業補助金、下から二番目の300万円については、プランを実行するための補助金で、実施主体に対して補助するものです。6次産業化農商工連携応援協議会補助金というのは、プランを作成するためと協議会が運営するための補助金200万円です。今の状況は、プランの作成について、認定に向けた取組が行われています。実施主体が二つありまして、今、プランの認定に向けて、プランを作成中です。それから、新たに、今、一つの団体が、認定に向けてとといいますか、この事業に取り組むのに手挙げをしておられますので、次回、開催する協議会において審査する予定にしております。二つのプランの認定につきましては、年度が明けましたら、来年度、もう早い時期には、認定の審査に入るといようなことになろう

かと思えます。

森山喜久委員 環境保全型農業直接支払交付金18万円計上されていますが、これに付随して有機農業の関係での計画を市として策定するという話もあったと思うんですが、環境型保全農業直接支払交付金は、市の有機農法のプランに基づいた形で出されるものなんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは市の基準に基づいたものではありませんで、国の制度に基づいて、その制度によって、10アール当たりの補助金がありますので、国の制度に基づいた基準で支払っておるものです。

森山喜久委員 では、有機農法の有機農業の関係のプランとかは今、実際策定は終わっているということでもいいんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 有機農業につきましては、プランというか推進計画を策定する予定で進めておりました。いろいろ県が推進計画を作りまして、県内でも作成しておる市町があります。山陽小野田市でも、この推進計画について作成するという予定で検討に入ったんですけども、現在は策定しておりません。これにつきましては、法的に市で作らなければならないということではないんですが、これについては、推進計画を県が作っておりますので、その内容を確認しながら、山陽小野田市で今取り組めることを取り組んでいくというスタンスであります。したがって、推進計画につきましては市が策定するかどうかというのは、また今後、必要に応じて策定していきますし、これにつきましては、有機農業の推進と併せまして、消費者の声もこれに反映させるということもありますので、パブリックコメント等をする中で、この計画策定をしていくこととなります。国、県、他市の動向を見ながら、今後検討していきたいと思っております。

森山喜久委員 何か前の本会議での答弁と違うような気がするんですけどね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 以前、一般質問でありまして、回答させていただいておりますのは、その年度中に着手しますということで回答しております。着手するというのが、いろいろ関係団体の方もおられますが、市の内部でいろいろ検討したときに、方向性としては時期尚早といえますか、現在作成ではなく見送りというような形を取らせていただいております。

森山喜久委員 宇部市なんかは、もう既に何年か作られている中で、やっぱり山陽小野田市と宇部市って結構密接な関係で、農業者も行き来されているというところで、やはり宇部市にはあって山陽小野田市にはないなどという話もあったので、そちらは早めの着手をお願いしたいと思います。  
18節の上で、中山間地域等の直接支払交付金の説明をお願いします。

本多農林水産課耕地係長 田んぼの傾斜によって、田、畑、草地によって10アール当たりで交付金を支払うようになっております。

森山喜久委員 何集落あって、全部でどれぐらいの面積か、教えてください。

本多農林水産課耕地係長 集落協定を作っており、17協定あります。面積に対しては、15.9ヘクタールになっております。

森山喜久委員 協定は、3年間か5年間ごとの更新だったと思うんですが、その辺どうでしょうか。契約の更新がいつかを教えてください。

本多農林水産課耕地係長 集落協定の協定期間は5年間になっております。今が5期対策目になっておりまして、令和2年度から令和6年度の協定期間になっております。

森山喜久委員 もう既に1協定地区では、もう次は続けられない、今でもきつ



いし、厳しいという話が出ていると思いますが、市として対応はどのようにお考えでしょうか。

本多農林水産課耕地係長 実際、1集落、6期対策を今後続けるかというところを検討しているんですが、市としても、耕作を継続しなければこの事業は遂行できないというところで、中山間直接支払の中で集落戦略という部分がありまして、その中で、地域の中で田んぼを今後どのように管理していくか、例えば外部から来てもらうとか、その担い手を支援するとか、そういったところを検討しながらやっているんですが、山陽小野田市の中山間地域は、知事特認で認可されており、地域振興8法で該当しておりません。中山間地域での農作は困難な場所になるため、認定農業者や外部からの支援がなかなか難しいところがあるので、地元と協議しながら、継続できるように協議しているんですが、現状はなかなか難しいというところがあります。

森山喜久委員 実際、今言われたように山陽側の北部のところの区域なんであればでしょうが、ただ、先ほど審査事業でもあったように、有害鳥獣の関係とかにしても、結局そういった山林とか中山間地域である程度止めないと、これ以上どんどんどんどん市街地に降りてくるということもありますので、それぞれのところで中山間地域の集落協定をしているところ、多面的機能支払で農地の維持管理をしているところ、そういったところは、またきちんと維持してもらえるように、市としても、指導等の有効な施策があれば、そちらを展開していくようお願いしたいと思います。18節で最後になります。農地集積協力補助金はどこのエリアで、どれぐらいの面積を集積するのかを教えてください。

稲葉農林水産課農林係主任主事 下津、杣尻集落になりまして、現在、ほ場整備を予定している地区になります。令和5年4月に法人設立予定のところは2、412アールほど集積予定になっております。

矢田松夫委員 先ほどの恒松委員の関連を質問します。一番下の6次産業の2件であります。結局、計画どおり行ってなかったということにつながって、昨年度の協議会の補助金は一体何であったのかと思うんです。2店舗認定したけれど、そのプランの実行は、されているのかしてないのか。それを最初にお聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 6次産業化農商工連携応援事業です。これにつきましては、令和3年度から事業を創設して進んでおるものですが、当初令和3年度に、手挙げがありまして、二つほど、この事業に着手されてプランを作成中です。間もなくプランができまして、来年度早い時期にはプランの認定をして実行という流れになろうかと思えます。このプランの認定につきまして、若干時間が掛かっております。これは、二つほど手を挙げられたところの中でそれぞれに御事情がありまして、一つはこの事業に取り組むに当たって、ほかの補助事業も導入されて、併せて進めておられるところがありましたので、一方の補助の交付決定といえますか、その進捗状況もありましたので、それが確定しないとなかなか山陽小野田市のプランの認定まで至らないという事情がありました。それと、もう一つは、施設の手続等の必要がありましたので、その辺の完了を踏まえてプランの認定をするということもありました。そういう事情がありまして、プランの認定については若干遅れておるところです。

矢田松夫委員 長く答えると、「ああ、そうかな」と思うんじゃないけど、僕が質問したのは、令和4年度中に、プランを実行しないといけないのに、今の回答を聞くと、2店舗は個人の事情で遅れたんだというような回答に聞こえたんです。それはそれでいいんですが、令和5年度の300万円については、必ずプランの実行に移れるという予算を組んだんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 毎年度この予定につきましては、二つの実施主体について、プランの認定をしていく。それから認定したプランにつ

いて実行していくということで、1年度で二つプランを認定し、認定したものを実行するということでの計画を上げております。だから、今、事業が遅れてくると、プランの認定ができない、実行ができないということで、予算が不執行になることがあります。

矢田松夫委員 私は、やっぱり個人というよりは、協議会の支援体制というんかね、これはやっぱりしっかりしないとプランの実行に移れないと思います。補助金も協議会に200万円出しているわけですから、是非ともそういうところを協議会に対して、叱咤激励やないけど、是非お願いしたいなど。いいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しました令和3年度に創設しましたこの6次産業農商工連携応援事業というのは、大変必要なものと考えておりますが、実際にこの事業を進めたときに、事業実施者が加工品の開発といいますか売れるものづくりについて、なかなか理解というか認識というか、なかなか取り組めない。例えば農業者の方であれば加工というよりは作ることに専念しておられるというようなこと、労働力が加工まで回らないというようなこともありますし、そういうことを踏まえて、今年度は講習会といいますかアドバイザーを招いて、8組来られている。いろいろ普及活動じゃないですけど、そういう6次産業についての理解を深めるような機会を設けておりますが、なかなかまだそこまで至っておりませんので、引き続き、来年度もそういう講習会もしながら、6次産業農商工連携についての事業を普及していきたいと思っております。

矢田松夫委員 少し細かいことを言うんだけど、今まで農林水産まつりというのをやっていたけど、今回農業になったが、細かい話15万円の話やけど、これは実行委員会に補助金出すと思うけど、農林水産という。

川崎経済部次長兼農林水産課長 予算については、農業まつりで毎年出ております。実際に、コロナでできなかったんですけど、去年12月に開催し

たのは農林水産まつりです。だから、実際に開催しておりますのは農林水産まつりです。

恒松恵子委員 農業まつりですけど、市場も新しくなったしコロナも明けたし、実行委員会に補助して、使い道は自由だと思うんですが、それでいいですか。使い道は自由なんですか。実行委員会への補助でいいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 実行委員会形式を取りまして、実行委員会に補助しております。

恒松恵子委員 コロナ明けも見据えて、去年久しぶりに参加したら無料配布に長蛇の列で、希望した人の僅かしかもらえなかった事情を御存じでしたら、もう少し補助金を増やすことも考えていただいてもよかったと思うんですが、その辺りは予算がなかったということでもいいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 予算がなかったというよりは見込みが甘かったのかなと思っておるところもあります。コロナの影響もありまして、餅まきで人が集まるということを避けまして、実行委員会の中でも、配布にしようとしておりました。配布にしたんですけども、予定の個数が少なかったのか、すごい長蛇の列ができて、並んだ方の最後までお渡しできなかったということもありましたので、その辺の反省を踏まえて、また来年度の取組を検討していきたいと思っております。

恒松恵子委員 今年状況を鑑みて、来年は是非よろしくお願いします。

藤岡修美分科会長 ほかに農業振興費よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、200、201ページの農地総務費です。

森山喜久委員 18負担金、補助及び交付金で、各土地改良区に補助金を出されていますが、概略説明でいいんで教えてください。

本多農林水産課耕地係長　まず、201ページの高千帆土地改良区につきましては、高千帆排水機場がありますので光熱水費等を補助しております。後潟土地改良区につきましても、後潟排水機場が設置されておりますので光熱水費等を補助しております。203ページにあります小野田南高泊干拓農業協同組合は、南高泊干拓にあります厚狭中排水機場がありますので、使用料を補助しております。山陽土地改良区の補助につきましては、寝太郎用水路の取水の関係の電気の補助になっております。古開作土地改良区補助金につきましては、古開作排水機場がありますので光熱水費等を補助しております。厚狭寝太郎堰土地改良のつきましても、同じく取水のほうで補助を行っております。

森山喜久委員　中心は排水機場の補助がメインかなと思いますが、ほかのところの審査で、やっぱり動力費、電気代がすごく高騰しているという状況がある中で、今回の補助金の部分のところ額にしても、これで足りるのかどうなのか。聞き取りを行われていますか。

本多農林水産課耕地係長　中国電力から、高圧電力につきましては4月から使用料が高騰すると事前通知がありました。今回、予算要求時に令和4年度の実績が見えない中で、令和2年度と令和3年度の実績を見て、約1割程度増加させてもらっております。今年度も増加した部分がありましたので、その辺は対応できるように、一応令和元年度から令和3年度までの実績分と、高騰する分を計算して交渉しております。

森山喜久委員　ただ、昨日審査した中で、令和4年度に対して令和5年度の電気代というか動力費のほうは1.8倍から1.9倍で計上しているとか、そういった話もあったので、大丈夫なのかなと思ったんで、その辺はもし、不足のところもあれば、また、それぞれの改良区と協議した状況になるかと思いますが、その辺をまた頭の中に入れておいていただきたいなと思います。さきほど、農地集積協力金の分で、下津郡地区が法人化

するという話があったと思うんですが、そこで、設立の補助金とか支援というのは、農地総務費か農業振興費か土地改良事業で、そういった補助の関係とかは特になんですか。

山口農林水産課農林係長 設立に関しては、特に該当がないということで、予算等の計上はありません。

矢田松夫委員 18節の補助金について質問いたしますが、それぞれ改良区に補助金出しておられますよね。あんまりこの辺のところについては質疑までなかったと思うんですが、総会の資料等によって、きちっとしてこの補助金が入っているという確認は、どのようにされていますか。例えば現地に行くことはないと思いますが、議案書の提出を必ず義務づけるとかをされておりますか。金額は正しかったと。

本多農林水産課耕地係長 先ほど、土地改良区の補助につきまして、メインが排水機場の補助金になっております。詳細については、山陽小野田市土地改良区等事業推進費補助金交付要綱に伴って行っており、電気代が高騰するような高千帆土地改良区の高千帆排水機場につきましては、毎月補助金申請を提出してもらい、支払っている状態になっております。その内容も交付要綱に沿って、補助金交付を行っております。決算書の確認等はしておりません。

矢田松夫委員 補助金の支出要綱でいうと、そうっていないよね。必ず、交付が適当であるかないかは、目的を達成しているか否かについては、事業内容について精査しなさいとなっています。精査ということは、総会資料も入るんじゃないかと思うんですが、改良区にずっと補助金が出されているから、総会の中でその金額がきちっと示された資料があるのかどうなのかを聞いているんです。

本多農林水産課耕地係長 補助金請求のときに、使用した請求書等を添付して

おりますので、そちらを確認して、適当かどうかを確認して、補助金を支払っております。

矢田松夫委員 私が言うのは、補助金を払うか払わんかじゃなくて、総会の資料で照合しているかどうかなのです。市が補助金を払ったと。例えば30万円払ったと。そうしたら、総会の資料の中に、市の補助金30万円と書いてあるか書いていないか。その確認は、総会の資料に基づいて確認するんじゃないですか。領収書もあるけれど。両方じゃないの。違うの。例えば、自治会の場合は、自治会の補助金については全部上げなさいとなっていますよね。そういうことは義務づけていないんかねということ。いちいち毎月毎月、領収書を全部チェックしているんですか。

本多農林水産課耕地係長 補助金を請求するときに、必ず要綱の中に請求書を添付することとなっておりますので、それを確認した上で支払を行っております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）5目の土地改良事業費です。

森山喜久委員 14節工事請負費の説明をお願いします。

本多農林水産課耕地係長 ため池の切開工事になっております。内訳につきましては、修理田ため池の切開工事で1,900万円と、補助金対象外の工種があるため、単独市費として50万円ほど計上しております。市が管理する施設の工事費として単市土地改良事業費で、500万円計上し、合計で2,450万円となっております。

中村博行委員 小規模土地改良事業について、どういう状況にあるかということと、令和4年度の積み残しがあるのかどうか、そして令和5年度はどういう見通しであるのかを教えてください。

本多農林水産課耕地係長 令和4年度の申請件数なんですが、申請が10件ほどありました。実施件数は13件です。残工事は19件です。残件数を考慮し、予算要求したんですが、満額計上されなかったため全てが付かなかったんですが、850万円から来年度予算として1,000万円に増額させていただいており、1,000万円の予算で対応するようにしております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。はい、ほかに。いいですか。はい。6款2項林業費の1目の林業総務費。

森山喜久委員 12の委託料の管理委託料の説明をお願いします。

山崎農林水産課技監 作業路などの管理、あるいは伐倒処理になります。

森山喜久委員 今、林道自体は 何本あるんですかね。

山崎農林水産課技監 すみません、把握していません。

森山喜久委員 林道から作業する道を開くという意味ですか。

山崎農林水産課技監 そのとおりです。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）2目林業振興費です。先ほど、有害鳥獣対策協議会補助金はやりました。

森山喜久委員 12の委託料、有害鳥獣捕獲委託料が増額となっておりますが、その説明をお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 有害鳥獣捕獲委託料111万7,000円で



すが、市内にあります二つの猟友会に委託をしております。令和4年度に比べて令和5年度はそれぞれを10万円ずつ増額しまして、計20万円増額しておりますが、55万8,500円が一つの猟友会に対しての委託です。

森山喜久委員 なぜ10万円増額なんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 猟友会ともいろいろお話をさせていただきまして、それぞれが有害鳥獣の対策での出動回数も増えておるといようなことから、協議の結果、10万円ほど増額しようということになりました。

森山喜久委員 その積算根拠を教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 猟友会から見積りといいますかあるんですが、今は手元がないんで用意させてもらっていいですか。後ほど回答させてください。

森山喜久委員 そのときに、できれば業務委託の契約書とかもあると思うんで、そちらと見積りと準備して配ってもらえたらと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 委託契約書のことでしょうか。それは令和5年度になりますので、まだ契約ができておりませんが。

森山喜久委員 令和4年度でいいんですけど、どういった内容でから今まで契約しておったと。今回見積りの部分で、どこの分で増えたのか、その辺を確認させてもらえたらと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 お配りすることはいいんですけど、個人情報も入っておりますので、なかなかそのままコピーしてすぐにお渡しする

ということがかなわないのかなと思うんですが、どんなでしょうか。先ほどの算出根拠については、説明させていただくことは可能なんですけども、契約書は、出さないというわけではないんですが、個人情報が入っているから、すぐお出しすることができないんですが、どうでしょうか。個人情報というのは印鑑とかがあるんでということです。

藤岡修美分科会長 ほかよろしいですか。どのぐらいに。

川崎経済部次長兼農林水産課長 積算根拠は、口頭で説明させていただいてよろしいですか。この55万8,500円の算出根拠ですが。

森山喜久委員 いや、ペーパーで頂きたいということで、できれば会長に暫時休憩を入れていただいて、準備をした後に、説明していただけたらと思います。

藤岡修美分科会長 では、その準備をしていただくということで、いいですか。  
(発言する者あり)では、資料がそろうまで、次に移りたいと思います。  
じゃ、3項の水産業費の水産業総務費、1目です。

森山喜久委員 12の委託料、管理委託料を教えてください。

山崎農林水産課技監 西の浜排水機場の管理委託になります。

森山喜久委員 その下の設備保守委託料をお願いします。

山崎農林水産課技監 同じく西の浜排水機場なんですけども、施設設備というところで、施設の点検を業者に委託しておりますので、その点検です。  
それと地下タンクとかの設備の委託料になります。

森山喜久委員 なら、管理委託料と設備保守委託料は、全然別の相手方と理解

していいですか。

山崎農林水産課技監 上の管理委託料については、通常運転、降雨のときに運転される管理人がおられますので、その人に対するお金になります。その下の部分については、先ほど言いましたように、点検だとか施設の関係の業者に対する委託料です。

藤岡修美分科会長 ほかに。水産業総務費もいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） 2 目の水産業振興費です。

森山喜久委員 1 8 負担金、補助及び交付金の繁殖保護事業補助金の説明をお願いします。

山崎農林水産課技監 対象は厚狭川漁業協同組合と刈屋の漁協になります。対象の事業については、厚狭川については、ウナギ、アユ、モクズガニといったものの繁殖に関わるものです。刈屋漁協については、キジハタに関するものです。

中岡英二副分科会長 2 0 0、2 1 1 ページの最後に栽培漁業推進協議会負担金で1 6 5 万円とありますが、この内容をお願いします。

山崎農林水産課技監 栽培漁業推進協議会ですけども、山陽小野田市が入ってしまして、これについて、品目については、クルマエビ、ガザミ、あと、抱卵ガザミというようなことで、その部分について、栽培をある程度、育てたものを運んできていただいて、各漁協の要望によって放流していくというようなことで、それぞれの漁港の中で育てていくというような事業です。

中岡英二副分科会長 今からの漁業は、魚を捕る漁業から養殖で魚を育てていく漁業に力を入れていくとメディアでは聞きますが、本市においては、

先ほどもありました繁殖保護事業補助金とか、今言った栽培漁業推進協議会負担金とかを拡大していくつもりはあるのかをお聞きします。

山崎農林水産課技監 漁協が負担することもありますし、あと、今、水温が上がってとか、そういったようなところで、なかなか現状に沿っていくところと、あとどういったような結果だとかというところがなかなか難しいところではあるんですけども、周りの宇部市だとか下関市でも、海域も含めて、その辺でいろいろ考えられて、県内も含めて考えていくような現状になるのかなというところですよ。栽培漁業というところを言いますと、先ほど、水産試験センターなりで、その辺で育てられたところもありますので、その辺を活用していくようにしていきたいと思っております。山陽小野田市農林水産課としても、その辺を十分に応援していきたいと思っております。

矢田松夫委員 先ほどの18節の養殖保護事業補助金、これもやっぱり領収書をもって支払うということですか。樫野川漁協からアユを何トン買ったと。20万円ですよ。これで確認するの。

山崎農林水産課技監 同じように、アユだとかを育てたとか、稚魚だとかというところがありますので、その辺については、請求書でも報告書でも確認させていただいております。（発言する者あり）領収書で確認しております。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、3目漁港建設費です。

森山喜久委員 213ページの14節工事請負費の説明をお願いします。

山崎農林水産課技監 工事請負費1億2,700万円の内訳について御説明させていただきます。まず、埴生漁港の整備工事地域、水産物供給基盤整

備工事というんですけども、それが3,500万円。西の浜排水機場が電気施設の整備になり9,100万円。もう一つ、仮屋漁港のA防波堤の老朽化した補修工事が100万円。合計で1億2,700万円になります。もう一つ付け加えさせていただくと、埴生漁港が3,500万円というお話をしたんですけども、通常であれば5,000万円なんですけども、業務委託料で1,500万円ほど上がっておりますので、合計で5,000万円のうちの3,500万円をこちらで計上している格好です。

森山喜久委員 埴生漁港については、なかなか、進んでいないような気もするんですけれど、まだ継続的にずっとしていくような感じですか。

山崎農林水産課技監 先日、検査が終わったんですけども、令和4年度分の工事については、西護岸が今回つながりました。西護岸については、全て整備が終わって、最後に護岸施設と陸こうが完成したところです。来年度からについては、当初の計画にある道路と、しゅんせつ等がありますので、そのうち来年度は、道路の舗装なりをやっていけたらと思っております。

森山喜久委員 参考に聞きたいんですけど、各漁港の組合員が何人ずついらっしゃるかわかりますか。

藤澤農林水産課水産係長 令和3年度の数字で、刈屋漁港の正組合員の数が16名、高泊が14名、梶が5名、埴生が16名となっております。

森山喜久委員 よく、農業では、新規就農者とか次世代育成というのがさっきあって、経営転換という形になっているんですけど、実際、林業とか水産業でも、そういった次世代育成的な部分の補助の制度というものはあるんですかね。全般的な話になってすみませんけど。

山崎農林水産課技監 水産業では、先ほども話が出ましたが燃油高騰だとかというところでの補助というのがあります。新規水産、つまり漁業者の応援というところだと、来年度新規の方がおられるので、その辺については、応援だとかというところ、なかなか今のところまだ現状分からないところもあるんですけど、少ない中でというところでやっております。もう一つ、言わせていただければ、この土曜日に、埴生漁港で「漁してみいね」という事業を埴生漁協が主催して行われました。要はそのたてぼし網を、瀬戸内海沿いなんで、干満が激しいので満潮時に網を引いて、干潮時に親子限定30組に対して、干潮のところを魚を上げてもらって、それを喜んでもらおう、持って帰ってもらおうというところで、補助をしております。これ、市の提案事業でやっていたものなんですけども、おかげさまでかなり盛況で、漁協さん主催でやられておりますので、そういったような中で、小学生なり親御さんなりに漁業に関心を持っていただいて、そこから漁業振興につなげていけたらというようなこともやっています。

森山喜久委員 今の事業なんかは、本当にぜひ続けてもらいたいし、できれば拡大してもらいたいと思います。ただ、最初の私の質問のほうに戻るんですけど、やっぱり例えば地域おこし協力隊のところにしても、例えば、農業とか林業とか漁業とかで、漁業だったらこういうところが受け止められますよとか、林業だったらこういうのは受け止められます、やりませんかと宣伝して行って、人に来てもらうという方策とか、こういう補助があるから、支援があるから、やってみませんかという促しの部分で、やはりそれぞれの担当課からもそういったところを掘り起こし的な部分でもらうような形、そういうふうな支援事業は、今のところそういった国のところで、新規での漁業者とか林業者のところに対しての支援策というのを余り聞かないんですね。その辺はどうかなと思ったということです。

山崎農林水産課技監 おっしゃられるとおり新規のところについては、なかなか

かないようなところなんですけども、ただ、県の、新規の漁業者フェアだとか、そういったようなところを活用していきながら、今後その辺りは、応援していったらとは考えております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、資料の今準備しているみたいなんで……（発言する者あり）では、資料の配付、先ほどの有害鳥獣捕獲委託料の関係です。

（資料配付）

藤岡修美分科会長 それでは審査します。

森山喜久委員 今、見積書を頂いたんですけど、一応執行部から説明していただいてよろしいですか。

山口農林水産課農林係長 見積書を御提示いただいております、その一番下に業務内容と単価、数量、金額等が記載してあります。一斉駆除の単価が6,000円で、数量というところに20人ということで12万円。随時出動等が1回2,000円で200人役ということで40万円、諸経費ということで3万8,500円、合計すると55万8,500円という見積りになっております。

森山喜久委員 随時出動等というのはどういうことなんでしょうか。

山口農林水産課農林係長 出沒等があつて、随時に出動していただいて、現地確認等、わなの設置等をしていただくときに、1人当たり2,000円というところで見積りを頂いているところです。

森山喜久委員 ですから、1回わなを張ったら、わなの現地確認は1日1回行かなきゃいけないじゃないですか。それは、この随時出動等に1回とい

う形のカウントということよろしいですか。

山口農林水産課農林係長 はい、そちらも含めてということで見積りを頂いております。

森山喜久委員 ですから、直接、すぐ捕獲できるわけではなくて、例えば5日とか10日とか掛かって1頭掛かるとか、そんな状況だと思うんですよ。であれば、実際、随時の出動数という部分でも、2,000円程度の単価は妥当かと思えますけれど、数量で200人というか200回なのであれば、現実の捕獲頭数の数字からしても足りませんよね。まだまだ数量としては、1人当たり10日とか出てもらわないといけないということ言えば、月に200なら分かりますけど、年に200ということは少な過ぎるんじゃないんですか。

山口農林水産課農林係長 相手方と協議の上、一応出動単価と、それに併せた数量というところで協議させていただいたところですよ。

森山喜久委員 逆に言えば、昨年度まで10万円減っていますよね。それはどういう数字になるんですか。

山口農林水産課農林係長 昨年度までのものについては、一斉駆除が単価6,000円の数量20人で12万円、随時出動については3,000円の105人で31万5,000円、諸経費については2万3,500円の合計45万8,500円となっております。

森山喜久委員 随時出動費の分が3,000円から2,000円に減った理由は何かあるんですか。

山口農林水産課農林係長 協議の結果というところなんですが、一応、各猟友会と話をさせていただいて、そちらで話が落ち着いたというところですよ。



森山喜久委員　それで、今朝方からの話になるんですけど、国の交付金の関係での話をします。有資格者が20人以上あれば、300万円以内の支援があると言いました。その中で、例えば被害防止活動への従事という形で、この随時の出勤数とかでも、1日出て2,000円と。それで、例えば5日出ました、12か月やりましたって言ったら、1人当たり12万円掛かるわけなんです。それで20人やったら240万円です。でも、特別交付税であれば、その240万円のうち約200万円が対象になって入ってきて、一般財源は50万円を切るんですよ。49万円で済むんですよ。皆さん方に出てもらって、240万円の予算的な部分の状況はカバーできて、市の一般財源が出るのは49万円で済むという中で、今回、111万7,000円増額、しかも全て一般財源。国の交付金を使えば、これは半額以下で済みます。それなのに、こういうふうに出される理由を教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　係長が申しましたように、これにつきましては、両猟友会と協議の結果こういう見積りが出てきたわけです。それを予算で計上しておるわけですが、これにつきましては、例えば55万8,500円ありますが、先ほど申しました、特別交付税の措置として、これが被害防止計画に基づいた事業であれば、この経費の8割が特別交付税措置されるというところで、これについても、毎年度、今特別交付税の措置を取っておるというところです。

辻村経済部長　最初の個別の事業の説明でもありましたように、これまで委託という形で報告をさせてもらってました。それを請願等で、国の特措法に基づいたものにしたらどうかという提案もありました。その辺で、こちらとしても、それらを当然無視するとかじゃなくて、こちらも取り組んでいくことは考えております。ただ、その、実施隊に入れていく、先ほども説明しましたように実施隊に移行するに当たって時間を頂きたいというところで、森山委員のおっしゃるところは十分、重々承知して

おりますけども、切り替えるに当たって時間を頂きたいというところでございまして、その上で、来年度どうするかといったときにこういう形で対処させていただきたいというところの予算です。

森山喜久委員 少なく見積もっても、この見積書を出すとき、ないしはその前段で、話をしていますよね。協議していると思うんですよ。そのときに、逆に今、捕獲隊としての委託料というシステムよりも、実施隊に移行したら、隊員についてのメリットはこういうのがあります、そして皆さん方1人当たりの出務手当も正直言って少し増額します、そういうところの部分の説明をきちんとされたんですか。されていないんですか。

山口農林水産課農林係長 委託料の話をしたときについては、その件については話をしておりませんが、協議会等について、その請願及び今後実施隊についての話をするというときに、実施隊についての話はしておるところです。

森山喜久委員 先ほど有資格者20人以上おったら300万円と言いました。で、取りあえずの計算式で今250万円、300万円もらえるところを250万円で計算したら、特別交付税でやるのが200万円、市の財源が50万円という計算が出ている中で、今この猟友会への委託は、全部が一般財源ですよ。違うんですか。全て、なら、交付金入る形ですか。その辺どうなんでしょうか。

山口農林水産課農林係長 今、有害鳥獣捕獲委託料については、交付税の算定に入るようになっておりますので、今、委員が言われておる8割の算定に含まれるようになるので、同程度だと思われま。

森山喜久委員 なら、なおさら、増やしてあげるべきじゃないんですか。さっき言った200万円じゃ全然足りないでしょう。200万円じゃ足りない中で、わしらそれだけ、仕事が忙しいんだって話もあるかもしれませ

んが、実際出た数ほど払わなきゃいけないという分が基本と思うんですよ。頭数とかを含めたときに、1回わなを掛けました、なら、翌日捕れました、なら見回りは1回でもう済みましたということはありませんか。昨年の実績は600頭でしょ。その前が400頭とかでしょ。三百何ぼ。その辺また説明をお願いします。

山口農林水産課農林係長 委員がおっしゃられたように、捕獲、狩猟等も含めればその600という数になるんですが、捕獲のみになるとそれだけになりますので、大分減るということにはなると思います。一応見積りを提出するときに、先ほどの繰り返しになるんですけれども、猟友会等の意見を聞いて、単価等も協議の結果、決めた上で、今回の金額を今算定しておるところでございます。

藤岡修美分科会長 いいですか。（発言する者あり）それでは、先ほど宿題であった林業振興費の有害鳥獣捕獲委託料についての審査を終わります。あと、災害復旧費、11款、290、291ページ。鉦害復旧費です。

森山喜久委員 来年度じゃないけど、以前の請願で、有帆地区において鉦害関係のお話があったと思います。その辺とか進捗状況とかこの場で聞いちゃ駄目ですかね。

本多農林水産課耕地係長 現状ですが、請願者と市と国で一度集まり、協議を行いました。そのときに請願者からの御意見があり、国と市と宇部土木建築事務所で集まり、協議を行うようにしております。協議進行は請願者が取りまとめを行うようになっておりますが、請願者から御連絡がないので、待っている状況にあります。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号①の審査を終わります。午後は1時から再開したいと思います。

---

午前 11時57分 休憩

---

---

午後 1時 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは、分科会を再開します。昨日、審査番号③番、審査事業 25、26を審査しました。土木課関係の審査事業は終わっていませんので、土木課関係の予算書の審査をしてみたいです。まずは、220、221ページの土木費の1目土木総務費から222、223ページも含めてです。

森山喜久委員 223の12委託料、草刈り等委託料の説明をお願いします。

中村土木課長 土木課が管理している市有地の草刈りです。あと急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている対策工事を実施しました箇所で、木が垂れ下がって民家とか施設に影響があるやつを切っております。大まかに分けて、この二つをしております。

森山喜久委員 これは年間委託ですか、それともその都度の個別でしょうか。

中村土木課長 これは、案件が発生しましたらその都度、管理場所に行って、管理して、草刈りとか、雑木の木とかを切っています。

森山喜久委員 13節使用料のところ、データサービス使用料というのは何でしょうか。

中村土木課長 これは登記情報システム利用料ということで、登記システムが電子化されておまして、この利用料を8万円計上させていただいております。

恒松恵子委員 登記の利用料は固定費ですか、それとも何件か見込んでの値段ですか。

日高土木課用地係長 固定といいますか、大体の月の件数から枠ということで、恐らくこのぐらいだろうということでの件数です。

森山喜久委員 多分急傾斜地の関係だと思いますけど、18節負担金、補助及び交付金の県事業負担金の説明をお願いします。

中村土木課長 これは、急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業等として梶地区、あと急傾斜地の崩壊対策事業として波瀬の崎地区、この2地区において安全性の向上を図るため、県に行っている事業の負担金となります。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）224、225ページの1目道路橋りょう総務費です。

森山喜久委員 12の委託料、道路台帳整備の委託料の説明をお願いします。

中村土木課長 これは、道路法で作成が義務づけられておまして、毎年更新するもので、来年度は飛松不動寺原線などの交付金事業等で整備した箇所とか、開発行為により拡張された箇所について台帳整備するもので計上しております。

森山喜久委員 基本的なことを聞くんですけど、道路台帳自体はデータベース化になっているんですか、あくまでもペーパー的な分なんですかね。

中村土木課長 今はGIS上に載せておまして、今データとして納品していただいております。

森山喜久委員 先ほどと同じになりますけど、18節負担金、補助及び交付金の県事業負担金の説明をお願いします。

中村土木課長 市内にある県道整備で、まだ十分でなくて、交通渋滞や歩行者の安全確保、運転環境の向上等で、安全に対する課題があるところがあるんですが、この県道について実施していただいている工事の負担金として支出しているものです。追加で参考資料としてお配りしています宇部土木建築事務所所管の県事業負担金一覧があるんですが、これの6番、7番、8番、9番になります。来年度4か所を予定しております。

中島好人委員 同じく18節の一番下にある小規模土木の部分ですけども、これは申請があった実績はどうなんでしょうか。

中村土木課長 令和4年度につきましては、令和3年度からの繰越し件数が54件ありまして、今年度、現時点において57件受け付けておりまして、59件実施しております。結構取下げ等もありますので、最終的にはこれにより令和5年度に繰越し件数が40件程度になるのではないかなと思っています。

中島好人委員 もう一つ、本会議で質疑がありましたけども、小規模の自治会に対して負担額の軽減とかね、要するに、事業の内容によって率を下げていくとかね、それとか人数、世帯とかね、その辺のところの割合の率とか、そういう面での試算の仕方があるんじゃないかと。その辺についてお尋ねしたいと思います。

中村土木課長 平成30年度から、臨時的に予算を追加して増やしていただいて、小規模事業の残事業の解消を進めているところなんですけど、大体翌年度に、前年度の工事が全部終わるよということ増額していただいています。来年度も追加して要望しているところなんですけど、ま

だ解消には至ってないというところで、補助率を7割から8割に増やしてほしいですとか、あと、委員が言われるように小規模の自治会に配慮というところもあるんですけど、どういう方法がいいかというのは、毎年毎年検討している状況で、もう少し解消しないと難しいのかなというところもあります。部長が、先日議会でお話しさせていただいたと思うんですけど、小規模の自治会をとというのは基準も難しいんじゃないかなというところもあって、ほかにいい方法がないかだろうかということは、毎年、土木課で検討はしているところです。

藤岡修美分科会長 ほかにいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、2目交通安全対策事業費。226、227ページまでです。

森山喜久委員 227ページ12節委託料、管理委託料の説明をお願いします。

中村土木課長 これは、街路灯整備促進協議会と、パークアベニューとかに補助している補助金になります。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかにいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、3目道路橋りょう維持費です。

森山喜久委員 10節需用費の修繕料、今回5,400万円になっていますけど、足りそうですか。

中村土木課長 毎年、最近12月議会で増額補正させていただいているところなんですけど、来年度からは、毎年不足しているということがありまして、この度増額要求をしまして、それで大幅に増額していただいたので、昨年、今年度も含めて大体この金額があればできるんじゃないのかな、皆さんの御希望に答えられるんじゃないかなというところもあるんですけど、道路はかなり悪いところが多いというのがありますし、資材がかなり高騰して人件費も上がっているところもあります。増やして

いただいたということがありますので、なるべくこの中でやっていきたいと考えておりますけど、まだその辺は物価高騰ですとか修繕の状況とかを見ながら進めていきたいと考えております。

森山喜久委員 実際、言われたように、あくまで予算としては枠を取っていても、足りない分は足りないと思いますので、そのときはやっぱりちゃんと予算要求はしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。あと12節委託料、草刈り等委託料は市道関係かなと思うんですけど、説明をお願いします。

藤岡修美分科会長 草刈り等委託料1,816万2,000円です。

中村土木課長 草刈り等委託料は、毎年、地元の方にさせていただいている部分と、あと業者に委託していただいている部分と二通りありまして、これの委託料になります。

中島好人委員 一番下の凍結の分です。だんだん暖冬というか、今年も考えてみたら、凍るようなことが少なくなっている実態があるんですけども、その辺の考え方というんですか、例年どおり、同じような形を取っているのか。

中村土木課長 最近、暖冬で昔ほど雪が降る回数が減ったのかなと思っているんですけども、今年度は、かなり大きな雪が2回ぐらいありまして、予算が不足していたというところもありますので、例年どおり計上させていただいているのと、物価高騰で資材が上がっているというところもありますので、なかなか減らすというのは難しいというのと、これも、ないから配布しないということもできませんので、必要な予算を確保して、皆様に迷惑が掛からないような形で進めるべきではないかなと考えております。



藤岡修美分科会長 ほかにはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、  
228ページ、4目の道路新設改良費です。

中岡英二副分科会長 委託料のところ、工事委託料がかなり増えていると思  
うんですが、これはどうしてですか。昨年は1,350万円かな。今年  
は3,800万円となっていますが。

中村土木課長 これは事業の中の配分で、工事費がその分減っているというこ  
とで、委託料がこの度は事業の流れで増えて、くし山線の設計とかもあり  
ますし、委託料を増やして委託で設計書を作りまして、次年度以降、  
工事を進めるという形を取ろうと思っております。

藤岡修美分科会長 いいですか。ないですか。訂正がありますか。

中村土木課長 間違えていました、すみません。失礼しました。浜崎全部……

三塩土木課道路整備係長 令和5年度事業の工事委託料につきましては、今山  
口県にやっただいております前場川の周防高潮対策事業に伴う道路  
改良事業です。こちらは山口県と協定を締結しておりますので、その中  
の協定額と捉えていただければと思います。

藤岡修美分科会長 ほかに、道路新設改良費はいいですか。（「なし」と呼ぶ  
者あり）230、231ページです。

森山喜久委員 12節委託料、管理委託料の説明をお願いします。

壹岐土木課主査兼管理係長 土木課が管理しております排水機場、ポンプ場等  
の運転管理といったものを業者に委託しておるんですけども、これに係  
る予算を計上しております。

森山喜久委員 それに伴って光熱水費も、結構上がっていると思うんですけど、大体、4月からまた光熱水費が上がるの見込みでの数字でよろしいですかね。

日高土木課用地係長 上がることを見込みでの光熱水費です。

中村博行委員 60万円ですけど、寄洲除去の委託料というのは、これは何というか枠取りというか、そういったものなのか、もう大体予定されているところがあるのかという。多分河川はどこも埋まっているので、寄洲というのは要望が多いと思うんですけども、その辺をお聞きしましょう。

立野土木課河川港湾係長 こちらについては予算としては枠取りで計上させていただきます。

森山喜久委員 その上の、維持点検委託料の説明をお願いします。

壹岐土木課管理係長 土木課で管理しておりますポンプ場、アンダーパスのポンプ場であるとか、排水機場もあるんですけども、これらに係る保守点検を維持点検委託料ということで計上させていただきます。

藤岡修美分科会長 ほかに、河川管理費はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）4項港湾費です。

中村博行委員 小野田港のしゅんせつを今年度やられるんじゃないかと期待しておりますけども、その辺の状況についてお答えください。

中村土木課長 小野田港のしゅんせつにつきましては、昨年度から、県に要望し、働きかけておるところですが、令和4年度の県予算には計上されておりませんでした。今年度についても引き続き、市長をトップに、関係機関と小野田港のしゅんせつについて要望を進めてきたところなんです

が、令和5年度につきましては、県のやまぐち未来維新プランの重点施策63、日本一の安心インフラ山口の実現の中の主要箇所として、小野田港のしゅんせつも記載されております。県の新年度予算にも計上されていると聞いておりますので、来年度は、しっかり進めていただけると考えておるところです。

中村博行委員 総事業費どのぐらい分かればお答えください。

中村土木課長 総事業費までは、まだ聞いておりませんが、来年度は一応、2,000万円ほど県が計上されていまして、メインは測量と設計ではないかなと考えておるところです。

中村博行委員 数年前に工事をやられて、たしかそのときの総事業費が10億円ぐらいで市の負担が3億円ぐらいだったと思うんですね。だから相当上がっているんじゃないかという気がしていますので、その辺、分かれば、今後また、経過等を教えてほしいと思いますが、どうですか。

中村土木課長 その辺の詳しい話は、測量してみないと分からないということで県に伺っております。また、そういう情報が入りましたら、詳しく説明させていただけたらと考えております。

藤岡修美分科会長 歳出に関しては、土木課関係はここまでと思うんですが、歳入についてもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、土木課関係の審査を終わります。職員入替えのため1時半再開とします。

---

午後1時20分 休憩

---

---

午後1時31分 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開します。審査事業 27 都市計画図更新事業について、執行部の説明を求めます。

佐久間都市計画課計画係長 それでは、審査事業 27 都市計画図更新事業について、説明します。審査資料は 1 3 1 ページから 1 3 3 ページまでです。1 3 3 ページは別にカラー版をお配りしております。また、先日の補正予算の説明時にお配りしました A 4 横の資料も併せて御覧いただくと、当事業のこれまでの経過が分かりやすいかと思えます。この事業につきましては、都市計画基本図などの都市計画に関する図を作成するものでありまして、全国初の取組として衛星画像データを利用した新たな測量技術を使用した都市計画基本図の更新を行う業務です。基本図の更新につきましては、おおむね 5 年毎の更新が望ましいとされておりますが、多額の費用を要するため、1 7 年間更新できていない状況が続いておりました。この状況を解消するため、衛星画像データを利用した新たな測量手法は、従来の空中写真測量と比較し、コストの削減を図ることができると想定されることから、令和 2 年度に内閣府の実証事業に参加し、この技術がおおむね確立されました。そこで、令和 3 年度から本市が測量の計画機関となり、公共測量として新たな測量技術を利用するため、国土地理院との協議を重ね、令和 4 年 1 1 月に、新たな公共測量として正式に認めていただくことができました。令和 5 年度は、令和 4 年度に引き続き新たな測量技術を利用した都市計画基本図の更新を行う業務を行います。予算につきましては、予算書 2 3 5 ページ、8 款土木費、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費、1 2 節委託料の都市計画基本図データ作成委託料 1, 9 2 5 万円を計上させていただいております。財源につきましては、全額、一般財源です。説明は。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 事業概要には、都市計画の変更について、ずっといろいろ書い

てあるんですけど、具体的にもう少し説明していただけますか。例えば、こういうことに利用できる、こういう利便性があるとかを。作業するんだけど、これを導入することによって市民にとってこういう利便性がありますよという説明のほうが分かりやすいと思います。簡潔でいいです。

佐久間都市計画課計画係長 市民の皆様との関わりの御説明とさせていただきます。その前段として、都市計画というもので決定した都市計画の内容については、義務としてそれを表示することとあります。都市計画を表示するために必要な背景の地形図の縮尺の精度等々が決まっております。この背景の地図を作成することが公共測量として行われるものとなります。コスト削減を図りながら基本図を作成することで、よりそのときのまちの状況に応じた背景の地図を御用意させていただきますので、それに都市計画の情報を重ねることで、より今の状況に適したものを皆様にお伝えさせていただけるということとなります。ただ、市民の皆様との距離感が、今回のこの事業は少し離れているのかなというところもありますので、直接的に何か影響となると、少し説明が難しくなるかと思えます。

矢田松夫委員 結論から言うと、市民にとって利便性はないと。例えばと言ったのは、こういうのがあるから導入するんですよと。審査するんだから。

佐久間都市計画課計画係長 この度、令和5年度に更新させていただくこの基本図は、ウェブ上で公開させていただいております山陽小野田市ウェブマップの背景地図としても更新させていただきますので、市民の皆様にとっても最新の状況が分かる山陽小野田市が作成した地図を御覧いただけます。そういう意味では、利便性の向上につながろうかと思えます。

矢田松夫委員 例えば、都市計画図の図面ができたとするよね。例えば、市民の方が、そういった資料をもらえるとか、もらえないとか、地域とか自分の家とか、固定資産税だとか、計算方法とか、とにかくどんなことに

利用できるのか。

佐久間都市計画課計画係長 一例としましては、地域の防災活動に使われる地図として、都市計画に購入に来られたというケースはあります。ゼンリンであったり、グーグルであったり、民間が作成している地図も大量に出回っておりますが、そういった中でも、山陽小野田市が公共測量として作成した地図も市民の皆様が購入することができます。先ほどの一例ですけれども、地域の防災活動のために使っていただいたことも実例としてあります。

矢田松夫委員 もう最後にしますが、そのデータなんかは、市民がお金を出せばもらえると。例えば、市民窓口課に行って、住民票とかあるでしょう、手数料を払えばもらえる。そういう感じでいいんですか。

佐久間都市計画課計画係長 印刷して、紙としてもお渡しすることができます。あと、PDF等のデータでという御希望であれば、それもお渡しすることはできます。しかし、販売という形にはなっております。（発言する者あり）失礼しました。

中島好人委員 日本初めてすごいなとなるわけですが、従来との違いとか、先ほど、このほうが、コストが安くなると言われたんです。普通こういうものは高くなるのに、コストが安くなると聞いて、全国初で、しかも安くなると。この内容についてお聞きしたいと思います。

佐久間都市計画課計画係長 それでは、カラー版でお配りさせていただいております補足説明資料を御覧になっていただけますでしょうか。こちら、一番下に従来手法と新手法ということで、2段書きで、画像を4枚ずつ並べさせていただいております。ここの中で、空中写真測量はセスナ等の小型航空機を飛ばして、そこからデジタルカメラで撮影するというものとなっております。こちらは大量の写真が画像として上がってきます

が、定点から撮った写真だとどうしてもひずみが出てきます。そのひずみを補正するオルソ図画という作業が、従来の航空写真測量では熟練した専門的な技術が必要となっておりまして、ここにかかなりのコストが掛かっておりました。衛星画像を利用することで、ステレオ図画というんですけども、大量の写真を重ね合わせて、ひずみを補正するオルソ図画という作業がかなり軽減されてきておりまして、そこでのコストダウンが一番大きいところとなっております。少し補足としまして、測量法に基づく公共測量は、同じく測量法に基づく作業規程の準則に定められる測量手法、測量精度を満足する必要があります。作業規程の準則の測量手法の中に、衛星画像を使ったという測量手法は現在、載っていない状況で、これに対して衛星を使ってコストダウンを図るといって新たな測量技術として、今回、令和2年度から取り組んできたということになります。

中村博行委員 17年間更新ができていなかった。本来なら、どのぐらいの年で更新するものなんですか。

佐久間都市計画課計画係長 おおむね5年ごとというのがあります。同じく都市計画法で都市計画基礎調査がありまして、本年度予算化いただき、調査委託を掛けているところになるんですけども、この調査は5年ごとに行うとなっております。その基礎調査をする上で、最新の地形図があることで、より調査が有効に進むというところで、おおむね5年ごとが望ましいとされております。

中村博行委員 システムというか、この手法を使えば、更新の5年なら5年という間隔じゃなくて、随時的に変更が利くのかどうか。その辺はどうなんですか。

佐久間都市計画課計画係長 衛星を利用するということは、定期的に日本を周回している衛星から撮影する画像となりますので、例えば、まちが発展

した都市部のみにスポットを当てて、更新を掛けるということは十分考えられることだと思います。これについては今後、検討していきたいと思っている内容です。

中村博行委員 年度ごとの経費というか、ランニングコストが今度必要になってくる。例えば、システムでは、毎年保守関係で結構高額なものが掛かってくると思うんですけど、そういったものは、どうですか。

佐久間都市計画課計画係長 これにつきましては地図の修正になりますので、5年ごとに同じ業務が発生するということで、保守による更新というよりは、新たな測量業務が発生するということとなります。

恒松恵子委員 全国初とのことですがけれども、例えば、視察とか問合せとかがある、他の市町村からうらやましがられるような事業かどうかを教えてください。

佐久間都市計画課計画係長 令和4年11月に、測量法に基づく正式な書面のやり取りを国土院とさせていただいて、その後、新たな測量技術として山陽小野田市が取り組みますという報道発表をさせていただきました。それを受け、県外の自治体から、少し詳しくお話を聞きたいというお問合せは頂いております。

中岡英二副分科会長 GIS、地理情報システムについてお伺いします。本市では、都市計画図を利用するというので、将来的には、このGISは、土地利用図とか、ハザードマップとか、地形図、地名情報、台帳情報、いろんな情報が取れるようになっていますが、そこまで活用していくつもりなんですか。

佐久間都市計画課計画係長 当市は統合型GISを所有しております。現在は17年前に作成した地形図がこのGISに登載され、そこに様々な情報



を重ねて、庁内で運用していただいているところになります。その中で、都市計画の決定情報はもちろんのこと、ハザードの情報であったり、都市施設の情報であったりを重ねて運用しております。この度更新する基本図につきましても、来年度、別のGISの保守の業務で背景地図の差替えは予定させていただいております。

中岡英二副分科会長 空中写真とかも、こういうのを利用して取られていくつもりですか。

佐久間都市計画課計画係長 空中写真につきましても、今回衛星を使って空中写真を撮影する予定です。その画像につきましては、同じくGISの一つのレイヤー、要素として取り入れさせていただこうと考えております。

中岡英二副分科会長 この図の中で、衛星画像データの利用は、平坦地は適用可、山地部は適用不可となっておりますが、これはクリアされたということですか。

佐久間都市計画課計画係長 今回、測量法に基づく作業規程の準則にある精度を、今の衛星技術では、どうしても起伏のある山間部については、そこをクリアすることができませんでした。来年度、平坦地について衛星を使って地図を更新させていただきます。本年度は、現在契約させていただいている受注者との協議により、山間地については、従来の航空写真測量において地図を更新するとなっております。この度、山間地は従来手法、平坦地は衛星を使ってというハイブリッドな形での地図の更新となります。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業 28 山陽小野田市厚狭駅南部地区定住奨励金事業につきまして、執行部の説明を求めます。

佐久間都市計画課計画係長 審査事業 28 厚狭駅南部地区定住奨励金事業について、説明します。審査資料は135ページから138ページまでです。138ページにつきましては、別にカラー版をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。この事業につきましては、厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づき、厚狭駅南部地区のモデル地区にて定住を促進するため、1件につき20万円の定住奨励金を交付するもので、令和3年度から令和7年度までの5年間を予定しております。令和3年度は2件の実績でしたが、令和4年度は3件の実績を見込んでおりまして、令和5年度につきましては5件分を想定しております。予算につきましては、予算書237ページ、8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金、補助及び交付金の厚狭駅南部地区定住奨励金を100万円計上させていただいております。財源につきましては、全額、一般財源です。説明は。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

恒松恵子委員 頂いた地図のモデル地区ですが、この地区の小学校区は厚狭小学校でよろしいですか。

佐久間都市計画課計画係長 そのとおりです。

矢田松夫委員 令和3年度は2件で40万円、令和5年度は3件予定と言われたけど、令和4年度はなかったよね。4件やったかいね。

佐久間都市計画課計画係長 私の説明が少しややこしいところがありました。令和3年度が2件、令和4年度が3件、令和5年度につきましても、同じく5件分の想定で予算要求をさせていただいております。

矢田松夫委員 目標に達せない、総括なんかしておられるのですか。この前の地域で、モデル地区の真っすぐ行って、左側に行くと、ねたろう保育

園だけど、あの辺がわかりました。ちょうど今家が建っていますね、大きな道路の左に何軒か。その後ろに、四角い枠は、ねたろう保育園の建設中の周りの枠なんです。その後ろが県営住宅です。ですから、今カオル製作所から真っすぐ行って、あの辺が見つかった。その辺の関係はありますか。奨励金というか、家が増えないというのは。8センチメートルわかりました。

佐久間都市計画課計画係長 矢田委員がおっしゃられるとおり、もう10年以上前にはなりますが、当時の水害の被害はまだ記憶に新しいところかと思えます。そういった風評被害、風評被害と言っていいものか、そういった皆様の御認識が今も残っている状態にあらうかと思えます。ただし、それを受け、山口県で厚狭川の河川改修、大正川排水機場のポンプ増設等、激特災害に対応する改修事業を行っていただきました。それにより、当時、厚狭川が氾濫したときの雨量に匹敵する雨が、令和元年度に降った際も、厚狭川が氾濫するということはありませんでした。ただ、矢田委員がおっしゃられたような大正川、桜川からはけのない水が内水として上がってきているという事実は認識させていただいております。ここに付きましては、やはりそういったところが一つの要因として、皆様の頭の中にもあるのではないかと思っているところです。

矢田松夫委員 私が言うたのは過去の話じゃなくて、この実施されて、令和3年度、4年度、特に2年前の7月には見つかったんですよね。8センチメートルほど。ちょうど真ん中の左側の家が何とかさんって分かりますが、7月何日かにつかっとるんですよ。その辺の影響はないかと。令和3年は2件、令和4年は3件やけど、本当は目標値まで行っているんじゃないかね、つからなければ。という理由はないんですかという質問なんです。昔の話じゃないです。ごく最近の話。地図は古いよ、確かに。僕の情報新しいんだから。

佐久間都市計画課計画係長 大変申し訳ありません。そこが直接関係している

かどうかは判断しかねるところにはなります。結果として、5件を目標に様々なPRをさせていただきまして当制度を開始したんですけども、残念ながら、現在の2年間においては、目標の5件はまだ達成できていないという状況です。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 私から、少し補足の説明させていただきますと、まず昨年7月の浸水については、影響がないと担当課では思っております。それから、この年間5件なんですけど、区画整理事業が終わってからこの制度を作りました令和3年度までの間のピークの住宅着工件数を見たときに、年間で最大5件だったんです。ですから、それを目標値としておりますので、目標値は思いっきり頑張った数字で設定しているということは御理解ください。残念ながらその目標値に達していないのが現状であります。

中岡英二副分科会長 この厚狭駅南部地区の定住奨励金という制度はすごくいいと思うんですが、もうここが終わったら、別のところの地域にこういう奨励金を出すおつもりはあるんですか。もうこれでこういう制度は終わりということなんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 令和3年度から始まりまして、5年間はまずこれに全力投球していこうと。その後については、現在未定です。ただ、これはコンパクトなまちづくりのモデル地区としてスタートした事業です。この地区内が一服すれば、今、厚狭駅から一番遠いエリアをコンパクトなモデル地区としておりますので、次は厚狭駅寄りのほうを考えており、もし市街地化が進展していないようなら、何らかの次の施策は考えていかないといけないのかなと思っております。

矢田松夫委員 黄土色の枠でしょ。僕はさっきも同じこと言ったんだけど、この真ん中の、道路を挟んで桜公園側のほうは今でも建っていますよ。例えば、5軒じゃなくて倍ぐらい、倍にはならんけど、一戸建ての住宅が

建っていますが、この左側が建たないんです。寝太郎公園側が1軒もないでしょう、見たら。さっき使った、ねたろう保育園の入り口のところは建っているんですよ、2軒ほど。この家があったんですよ、8センチメートル。それから、この左側が全然家は何で建たんのか。ここはやっぱり、奨励地なんです、対象地。今、桜川の川べりはみんな家が建っているんです。ほんと言ったら川べりは危険だと思うんですよ。それでも家が建っているんですよ。集合住宅も一戸建てもどんどん建っています。もう本当、年間5件というのはオーバーしそうなぐらい建っています。この左側の対策をせんと、この奨励金はその対象の住宅は建たんと思うんですよ。この地図から見ても全然ないでしょ。泥山があるよ。どうですか。これ、ちょっと考えないと。20万円より命が大事よ。

佐久間都市計画課計画係長 矢田委員がおっしゃるとおりです。今おっしゃられた区画エリアについては、戸建住宅は建っておりません。矢田委員がおっしゃられたようなことが、一つの要因として存在するということは間違いなことだと思います。おっしゃるとおり、こういった土地利用がピンポイントで進まない区画に対する周知を皆様にどのようにしていくのかを検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

森山喜久委員 その分につながりますが、大正川、桜川の管理をまた県にも要請しながら、結構、どべとか土砂とかも堆積している案件もあるじゃないですか。その辺のところの管理も視野に入れて対策を考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。これは要望です。

中村博行委員 定住促進の市の制度がありましたね、5年間。その制度はこれに活用できるんですか。

佐久間都市計画課計画係長 転入奨励金のことかと思いますが、併用可能です。  
(後刻、補足説明あり)

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業 29 厚狭駅前駐輪場整備事業につきまして、執行部の説明を求めます。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 それでは、審査事業 29 厚狭駅前駐輪場整備事業について、御説明します。審査資料は139ページから141ページまでです。この事業につきましては、JR厚狭駅の在来線口にあります厚狭駅駐輪場の駐輪スペース不足を解消するため、現在、更地となっております市有地を活用し、駐輪場を整備するものです。この駐輪場につきましては、敷地面積が約108平米、駐輪台数は36台分でありまして、アスファルト舗装の仕上げとし、外周の一部にフェンスを設置します。予算につきましては、予算書235ページ、8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、14節工事請負費の工事請負費416万5,000円を計上させていただいております。財源につきましては、全額、一般財源です。説明は。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 これは誰が考えたんですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 以前より、厚狭在来線の駐輪場については、駐輪スペースが少ない、増設してほしい等の要望が上がっております。今年度、財政課が市有地の跡地活用について、庁内で利用希望を諮っておりますので、駐輪場整備の予定で手を挙げたところ、認められたので、今回整備することとしました。

矢田松夫委員 そっちは現地に行ったよね。こっちの人で行った人がいますか。最近、今年でもいいです。そういう状態なんです。だから、質問は行ってなきゃ分からないと思うんですよ。私もこの前何回か行きましたが、

もうほとんど不法駐車というのかね。不法駐車のけたら、今の駐輪場でも事足りるんですよ。私はそう思う。しかしながら、今回空き地ができたから駐輪場を造るということであって、今の説明からすると、駐輪場が不足するから空き地のところに駐輪場を建てると。逆なんです。実態的にどうなのかと。この地図を見ると、交番がありますよね。交番の方とも話をしました。もう外まで自転車が、遅くなればなるほど外まで持ってきて、早く乗ろうと思って、中に入れたい。中は空いているんですよ。だから、本当に今回の駐輪場が、当初の目的のように、駐輪場のスペース不足、本当に足りないから使うのかと。空き地の活用の方法がないから、取りあえず駐輪場を造っておけという甘い考えしかないように思うんですよ。ほかに何の使い方があるんですか。車の駐車場は駄目、店舗も駄目、じゃあ何をやるのか。もうこれしかないんですよ。と思うんですが、やっぱり委員会としても、本当にこれが必要なのか、現地を見てから私は判断すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

藤岡修美分科会長 駐輪場の必要性について、執行部、何か答弁はありますか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 現在の駐輪場の駐輪台数としては、1台の駐輪幅を75センチメートルで計算すると、180台程度駐車できます。職員で月2回の駐輪場の清掃、自転車の整理に伺っておりますが、そのときに台数を確認したところ、210台から260台が毎回駐車しております。計算でいうと、30台から80台自転車があふれている状態なんですけれど、職員がきれいに並べれば、ある程度、駐輪場の枠内に駐車させられますが、多い場合は駐輪場の枠内に収められない状態があります。駐輪場としては台数が少し足りてないのかなという印象を持っております。

藤岡修美分科会長 執行部の答弁としては、現状では駐輪台数が足りないからこの計画が出たという見解でいいですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 おっしゃるとおりです。

矢田松夫委員 私の見解は、不足しているんじゃないじゃなくて、不法とか違法とか、個人の持ち主の分からない自転車が多くあるから、それを求めれば、別に新しいところに建てる必要ないんじゃないじゃないかということなんです。たまたま、空き地があったから、そこに造るだけなんですよね。本当に必要なのかと。もう一步譲って、どうしても空き地が使い物にならないから、例えば、私から言えば、あそこをバイク専用にするとか、そして厚狭駅の利便性を高めるとか、もっともっと方法があるんですよね。自転車以外のものを置かせる。三輪車とかもあるでしょ。あるいは、近所の方も言われました。本当は美祢線に自転車を載せて、長門市とか萩市のほうに行けるような状態を作れとかね。そういう案が出なかったのかと。そして厚狭のまちに1泊してもらい、そこで消費してもらおう。次のことを考えなかったかということ随分言われました。どうですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長次長 都市計画課としましては、現状の厚狭駅前駐輪場は容量が不足していると先ほどから説明しているとおりで、どうしても欲しかったところが空いたので増設して、有効活用するというので駐輪場にしたいということで、庁内協議して行うこととしました。

中岡英二副分科会長 現在の駐輪場を拡張する以外にも、利便性の向上のために地域の各団体から要望等が出ていますか。その意向を取り入れた内容となっていますか、お聞きします。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 要望としましては、サイクルエイド等の設置の要望が上がっております。サイクルエイドとはサイクリストの方たちが自転車を運んできて、そこで組立てなどするものとなっております。厚狭駅については、サイクル県やまぐちのサイクルルート2022の維新の志士街道というコースのゴール地点となっており、県のホーム



ページにも紹介されております。そのような方達の利用があることも存じております。サイクルエイド、サイクルピットを設置し、登録するためには、山口県のスポーツフィールド山口推進協議会に申請等の手続が必要であり、設置要件もあります。そのため、協議を進める中で、厚狭駅周辺の最善の場所、施設を選定し、JR厚狭駅、地元の商工会議所や駅前商店と協議を行い、御協力いただけるかを調整しながら、駐輪場専用スタンド等の設置を考えていきたいと思っております。

中岡英二副分科会長 分かりました、サイクルエイド。それと、今の観光地をよくロードバイクで回られる方が多いと思うんですよ。この周りもいい観光地があると思うんですが、そういうロードバイクを置く設備というか、そういうのは考えておられないですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 今回の駐輪場の工事費の中に費用は入っておりません。そういう要望があったことで、どういうところに設置したら良いかを県と協議しておりますので、その協議の中で新たに設置する場所を検討していきたいと考えております。

中岡英二副分科会長 自転車の利用者はいろいろ広がっていますから、是非ともそういうロードバイクとか、サイクルエイド、空いたスペースに、できれば作っていただいて、新たな人を呼び込んでいただきたいと思えます。お願いします。要望です。

森山喜久委員 私が、月に1回防犯パトロールで夕方にパトロールします。私を含めて4人で回っています。そのときに厚狭駅の駐輪場に行ったらやはり多いんですね。あふれている。ただ、置き方がやっぱり雑なんで、場所を取ってしまっています。やっぱり、参加した人数で言ったら、駐輪場の台数はやっぱり足りないのかなと思っている中で言えば、今回設置になるんですけど、逆に36台で足りるのかなと。もうちょっとあったほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、36台は妥当な数字

なんでしょうか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 今回整備する土地の面積からして、最大に設置できる台数としております。

矢田松夫委員 さっき中岡委員が言ったような、ああいう発想というのはないんだろかね。だから、最初に僕が言ったでしょう、誰が考えたのかって。これ誰でも考えるよ、空き地があるから駐輪場造るって。格好を付けたのが、不足するからという。それしかないのかね。もう少し頭使うことないんだろかと思ってね、空き地について。すばらしい意見と思うよ、交流人口を増やしていくというのは。それを考えてくれんかね。ただ単に自転車置場を36台分造るんじゃなくて、次の手を考えるのが行政じゃないんかと思うんだけどね。どうだろうか。本当にあそこに行ってみてみなさい。平成30年とか、その前とか、自転車はいっぱいある。札付けたのは皆のけてしまっって、取りあえず今度新しいところに皆移動して、取りに来いとかやったらきれいになると思うよ。ただ、それは別の話で、私は、さっき中岡委員はすばらしい意見やなと思ってね。次の手を考えたのはすごいと思うよ。そういうのを考えるのが皆さん方の金を使うとこと、知恵を出してくれたらもっといいものが出ると思うんですが、どうでしょうかね。だから、最初に、誰が考えたかと聞きました。それは造ってもいいけど、どうにかならんかね。その利用効果、どうだろうか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 先ほど中岡委員が言われたとおり、サイクルエイドについては県と協議して、今度新しくできる駐輪場に設置できるように検討していきたいと思えます。

中村博行委員 先ほど矢田委員がおっしゃったように、結局、従来ある駐輪場を整理して、きちんと奥から詰めていけば、十分入るんだと言われたんですけど、駐輪場についてそういう注意事項を記載した看板なりを建て

たり、あるいは巡回して注意を促したりとか、そしてさっき言われたように、もうかなり古くて、所有者が分からないようなものもあるとかおっしゃったんだけど、その辺の状況について伺います。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 駐輪場の放置自転車については、年2回、都市計画課で調査札を貼って調査を行って、取りに来られない場合については廃棄処分としております。それと月2回、職員で駐輪場の清掃と駐輪場の整備を行っておりますので、一応台数等も確認しております。

恒松恵子委員 ずっと前に伺ったことがあるんですが、年に2回、札を付けて駐輪場のチェックをされているとのことですが、厚狭駅において放置自転車を最近で一番撤去したのはいつ頃になるか分かりますか。今、矢田委員がずっと置いているとおっしゃったので。年に2回だったら1年以内かなと思ってしまうので、教えてください。

一力都市計画課都市整備係主任技師 今年度につきましては、厚狭駅は15台の放置自転車を回収しております。実施時期につきましては、年度始めの4月にすぐ実施しますのと10月ぐらいに1回の計2回実施しております。

恒松恵子委員 関連法案もあると思うので、勝手に撤去というわけにはいかないとと思いますが、取りあえず早急に放置自転車の処分で足りないという事実をまた証明くださるようお願いします。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）（「さっきの矢田委員は、委員会への提案だったと思います」と呼ぶ者あり）  
現地視察いかがでしょうか、厚狭駅前。（発言する者あり）皆さん見られているということで。

矢田松夫委員 見て、審査というのは、その数字もあるけど、現地見て四百何

万円が正しいか、正しくないかというのは、誰も見てないの。どれほど混雑しておるんか、違法な駐車がどれぐらいあるのか。それをしないままにオーケーを出すんですか。

森山喜久委員 先ほど言いましたとおり、私は見ていますから、今回拡張する必要があると。ただ、見ている中で、さっき放置自転車が15台という話もあったけど、言い方が悪いんですが、今まで自転車通勤や通学をしていた方々が、3月とか4月の異動時期に自転車を置いて、おさらばしているような状況も結構見受けるんですよね。その細々とした累積の分が残っている。ただ、札を置かれて、確認して長期に置かれているから、それなら外そうということでもやられているところも確認しています。ただ、札を置いていても、いたずらじゃないけどなくなっていて、放置自転車と思うけど、そのまま置かざるを得ないと認識していますんで、一斉に全部撤去できないという認識もある中で、今使われているところと、また今回4月から新しく通学通勤で駐輪場を使う人たちのことも考えれば、やはり一定程度の駐輪場の確保は必要と認識しています。ですので、私は審議を進めていいと思います。

中島好人委員 これに対する賛否は、それぞれの判断で、私も状況を独自に見に行こうと今思っていますけども、委員全員がというまではしないで、それぞれの個人の責任の中で、この議案を判断したらいいんじゃないかなと思います。

矢田松夫委員 自転車の駐輪場のピークって分かりますか。夜行っても昼行っても駄目なんよ。朝8時に行かないと。それを頭に入れて、是非対応してくださいね。

藤岡修美分科会長 それでは、各委員の自己判断ということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）換気のため、5分休憩します。

---

午後 2 時 1 8 分 休憩

---

---

午後 2 時 2 3 分 再開

---

藤岡修美分科会長 分科会を再開します。

佐久間都市計画課計画係長 お時間を取っていただき、すみません。先ほどの厚狭駅南部地区定住奨励金事業についての答弁の中で、少し補足させていただきます。中村委員から、転入奨励金と定住奨励金は併用可能であるかという御質問に対して、併用できますとお答えさせていただきましたが、それぞれ独立した制度としての併用は可能というところで、今までのこの 2 年間はやってきました。ただ、転入奨励金につきましては、令和 4 年 1 2 月までに転入した人を対象として、この制度は終息に向けているということで聞いておりますので、補足させていただきます。

藤岡修美分科会長 それでは、審査事業 30 テニスコート改修事業につきまして、執行部の説明を求めます。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 審査事業 30 テニスコート改修事業について説明します。審査資料は 1 4 3 ページから 1 4 7 ページまでです。この事業につきましては、都市公園内にありますテニスコートを改修する事業で、今年度は須恵健康公園にありますテニスコート 8 面のうち、4 面の全面改修を行ったところです。令和 5 年度は、浜河内緑地にありますテニスコート 8 面のうち、公園入口の左側にあります 4 面を全面改修するものです。整備内容としましては、コート面の改修としまして表層と路盤を新しくします。また、附属施設でありますコートライン、ネット、ネットポスト、シェルターなども更新します。予算につきましては、予算書 2 3 9 ページ、8 款土木費、5 項都市計画費、2 目緑地公園費、1 4 節工事請負費の工事請負費 4, 1 6 2 万 7, 0 0 0 円のうち、

2,835万円を計上させていただいております。財源につきましては、事業費の75%を起債であります公園整備事業債2,120万円、残り715万円は一般財源です。説明は。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 令和4年度が須恵健康公園で、浜河内が8面のうち4面ということで、令和8年、令和9年に幾らか事業計画、144ページのところで見たらあるんですけど、また須恵、浜河内をそれぞれ残りの4面ずつやっていくという計画でよろしいでしょうか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 はい、そのとおりです。

森山喜久委員 実際、浜河内のテニスコート自体は、できて何年ぐらいたっているんですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 設置から約50年たっております。

中岡英二副分科会長 私、地元なもので、ここによくテニスに来られる方は知っているんですけども、そういう方から、不具合というか、このテニスコートに対して、不便だなという御意見を聞かれたことがありますか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 管理者からのお話で聞いている状況では、泥が削れてラインが飛び出してつまずいたり、石が下から出てきてそれにつまずいたりして、ゲームの障害になることがあると聞いております。

中岡英二副分科会長 このコートは、天気が続くと土の粉じんが舞うんですよ。それで使いにくいということで、にがりとか真砂をまいてほしいと聞いた覚えがあります。是非ともそういうのも頭の中に入れて、参考

にさせていただきたいと思います。それと、昔からブラシがあるんですが、そのブラシが結構小さいんですよ、よそに比べて。大きいブラシを2本ぐらい欲しいと言われていました。それと白線をはくほうき、これも安いものですが、汚くなって扱いにくいと言われていました。ネットに関しては、2本は使い勝手がいいが、もう2本が白いところが破れて、使えないことはないけど、もう一つあったらいいかなと聞いております。あと、あそこに机が置いてありますよね。その机もかなり朽ちているので、どこかに使わなくなった机があったら、新しく買うことはないんですけど、持ってきてもらえたら助かるなという御意見はありました。地元ですので行く機会がありましたので、聞いております。これは要望でしょうね。お願いします。

高橋建設部次長兼都市計画課長 備品、消耗品についていろいろと御指摘いただきました。指定管理に出している公園ですので、指定管理者と協議しながら新年度にできるだけそれらの製品について準備したいと思います。

中村博行委員 8面あって、4面改修ということですけど、利用者状況を知りたいんです。4面にして使えない人が出てきているのかどうか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 令和4年度2月までの利用者なんですけれど、利用者が市内外合わせて1,897名の方がテニスコートを利用されております。

藤岡修美分科会長 気になるのが、地方債、先ほど75%という説明があって、その他の項目で、スポーツ振興くじ助成金で補助率3分の2上限という補足があるんですけども、これはどういうことですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 今、スポーツ振興くじに交付申請を出しております、交付の内示が来ますのが4月になります。交付の内示が来た時点で、補正予算で計上させていただこうと思っております。

藤岡修美分科会長 では、補助事業になるというか、スポーツ振興くじの助成金が下りる可能性があるかと理解していいですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 そのとおりです。

藤岡修美分科会長 俗に言う、トト、サッカーくじのですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 そのとおり、トトくじを利用したものとなっております。

中岡英二副分科会長 市内のテニス場はすごく利用しやすく安いと評判です。市内の人は100円、市外は300円。是非ともそういうところを市のPRにつなげてほしいと思います。テニスをやられている方は、もう本当に宇部市に比べて、こんなこと言ったらあれですけど、かなり利用しやすいということを言われていますから、公園とテニスをもっとPRして、今後整備もしていくし、料金も安いということで、もっと市内外にPRしてほしいと思います。これも要望です。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは予算書に入りたいと思います。118、119ページ、住居表示費です。住居表示整備費です。2款3項2目はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）先ほどの土木課の続きで、232ページ、8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費です。

森山喜久委員 235ページ12節委託料、清掃委託料の説明をお願いします。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 清掃委託料についてですが、新幹線厚狭駅設置に伴う水路清掃と、厚狭駅南部地区にある不二輸送機ホールの前水路の清掃委託料となっております。



森山喜久委員 二つ下のシステム保守委託料について、説明をお願いします。

佐久間都市計画課計画係長 こちらはGISの保守となります。庁内で使う統合型GISとウェブ上で公開している公開型GIS、こちらの保守の委託料となります。

森山喜久委員 来年度の予算に直接関係ないかもしれませんが、今回、都市計画基本図データを作成しましたよね。来年度からもシステム保守というのは必要になると思うんですけど、このGISにまたプラスされるというようなイメージでいいんでしょうか。

佐久間都市計画課計画係長 令和5年度にシステム保守委託料として651万2,000円計上させていただいた、こちらは例年に比べて高くなっております。というのが、衛星を使って更新する基本図又は撮った画像データの差し替えがありますので、更新費用が例年より掛かっておりますので、少し高くなっております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかは大丈夫ですか。236、237ページです。では、2目の緑地公園費です。

森山喜久委員 予算の前に、くぐり岩の状況をここで聞いてもいいですか。

一力都市計画課都市整備係主任技師 くぐり岩につきましては、令和4年の11月に土砂災害の土砂を撤去する工事が終わりました、すぐ供用開始しております。現状は観光客等が訪れているものと把握しております。

森山喜久委員 239ページ、12節委託料の下から三番目、街路樹管理委託料の説明をお願いします。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 街路樹管理委託料については、市内の街路樹、高木、低木のせん定を実施する業務となっております。

森山喜久委員 費用が掛かるのはやっぱり高木なのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 内訳としましては、高木のせん定については約1,200万円となっております。低木が約200万円となっております。

森山喜久委員 これは年間で管理してくれという形なんですか、それとも、その都度ここを切らないといけないからやってくれ、どちらのほうの契約になりますかね。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 今年度からは、低木のせん定もそれぞれその都度契約して、業者に委託するようになっております。

矢田松夫委員 239ページの委託料の件で、私はいつも言いますが、都市公園の委託料の件です。もうそろそろ、やっぱり避難地域の指定する以外の公園については、もう使用勝手がないところ、私が10年前に事業評価してA、B、Cで付けたんですが、このCクラス、Dクラスの公園については、見直しをすると。そこについてはもうその草を刈らんでもいいよと。閉鎖するわけにいかんからね。もう全く使っていない。そういうところの管理をどういうふうにしていくか、もうそろそろ考えると、この一定額をシルバーにぼんと出すのではなくて、どうですかね。考える時期じゃないですかね。もうそれは、さっきの駐輪場じゃないけど月に1回か何回か見て回っておられると思うんですが、その辺どうですか。また同じ金額を出してね。指定管理者やから金額が違ったらおかしいんだけど、どうでしょうか。都市公園の指定の見直しをすることは。

高橋建設部次長兼都市計画課長 新年度の予算もそうですが、今の段階では見直しをすることは考えておりません。

矢田松夫委員 見直しをしなければ、しない理由を言ってくださいね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今あります都市公園の大部分については指定管理に出しておりますので、指定管理期間は江汐公園と竜王山公園オートキャンプ場は5年間ですが、その他の都市公園については3年で指定管理に出しております。その指定管理の中で、必要最低限の維持管理をやっていただいている状況ですし、管理協定を地元と結んでいる公園とそうでない公園がありますので、まずは、御利用のない公園でも、環境的に荒れるようなら指定管理とも協議しますし、私たち職員が出向いて、周辺に迷惑を掛けないように草刈り等をしながら、維持管理は今までどおりしていきたいと考えております。

矢田松夫委員 ないところで、1年に1遍、草木を刈って、高木を刈って、あとはもう全く草が生えて入れないという状況であるような公園であれば、市の職員が来て刈るということでもいいんですね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 はい、そのとおりです。

矢田松夫委員 結局、もう迷惑施設になっているよ、地元では、地域では。そういう公園だって全部じゃないけどそういう公園だってあるわけよ。そうしたら市が刈るということね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 市も刈りますし、状況によっては指定管理者と協議しながら指定管理者に応援を頼むこともあるかと思います。

中島好人委員 有帆緑地公園は、まつば園が整備していると思うんですけども、問題は、管理棟です。この度は避難所として設定されて、あそこはそれ

なりの整備が必要ないんじゃないかと思うし、状況によっては、あそこの会場も整備して、買い出しもすると。以前ね、あそこがまだ開いていたときには、僕も地元ですから、あそこの会場を借りて、使用したこともあるんですけど、そうした管理棟の整備について、今どのようにされているのか、その辺についての考えをお聞きします。

高橋建設部次長兼都市計画課長 中島委員がおっしゃるとおり、管理棟については閉鎖しておりますが、避難所の指定を最近追加でしましたので、必要に応じて開けている状態です。ただ、平成30年度までは残土の受入れ地として管理棟も機能しておりましたが、残土の受入れを平成30年度に終了しましたので、それをもって閉鎖している状態です。長期的な計画としましては、残土で埋め戻したところは公園にするということでの都市計画決定が打ってありますが、まだその実現に至っておりません。理由としては、平成30年度に残土の受入れを終わって2年間、水質調査とガス調査をする必要があるんですが、2年間やっていく中で、ガス調査は全く問題ないんですが、水質調査の調査基準の中で、1項目、気になるデータがあります。現在はその推移を見守っている状態ですので、水質調査も何ら問題ないと判断できるタイミングで、閉鎖業務を行いまして、次への整備に向けて検討していく予定にしております。

中島好人委員 全体の、緑地公園としての位置づけは今そういう状態だって分かりますけども、管理棟そのものは、整備状況というか計画というのはあるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今のところは特にありません。

中島好人委員 避難所として設定されているんで、一定の最低限度の、そういう整備が僕は必要だと考えます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 たしかに、避難者が避難されてこられるとこ

ろですので、できるだけ不備のないようにできる範囲での整備はしていきたいと思います。

中村博行委員 237ページの10節需用費で、修繕料が885万円とありますが、これを説明してください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この修繕料につきましては、都市公園の修繕料ですが、指定管理にほとんど出しておりますが、その中で、それぞれの地区によって指定管理者と市とで修繕料の枠というのを協定書の中で決めております。それをオーバーフローした分は市で出すという考え方があるのと、基本的には1件当たり10万円までは指定管理者に出していただくというのがありますので、10万円を超えるような高額な修繕は市が出すという考え方です。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、3目です。

矢田松夫委員 例えば、公園がありますよね。例えば寝太郎公園、あそこの石束の。便所とか、あるいは舞台とか、たて看板とか、これらを破損した場合は、10万円やったらシルバーが払うという理解でいいんですか。

金子都市計画課主査兼管理緑地係長 10万円以内は指定管理者のシルバー人材センターでお願いしています。

矢田松夫委員 分かりました。壊れているところがたくさんありますので、また言います。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、3目建築指導費です。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で審査番号③の審査を終わります。それでは、職員入替えのため

10分休憩として、2時55分再開とします。

---

午後2時46分 休憩

---

---

午後2時56分 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開します。審査事業 22 浄化槽整備推進事業につきまして、執行部の説明を求めます。

泉本下水道課長 審査事業 22 浄化槽整備推進事業について、御説明します。

資料109ページをお開きください。この事業は、合併処理浄化槽、いわゆる浄化槽の設置に対して補助金を交付する事業です。交付については、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付しているところです。また、この事業につきましては、国から「循環型社会形成推進交付金」として3分の1の補助金を受けております。今、説明した内容が従前の浄化槽整備推進事業ですが、これに加えて、令和5年度からは、新たに市独自の上乘せ補助を行うこととしております。これは、令和2年度と3年度に行った汚水処理施設整備構想及び公共下水道事業の全体計画の見直しに伴い、公共下水道事業計画区域を縮小したことに伴い、浄化槽での汚水処理を行う区域を拡大したことに起因するものです。これに関連して、新たに市独自の補助金について予算要求することになりますので、概要について説明させていただきます。汚水処理については、その処理方法に関係なく、普及率向上のため、努めております。浄化槽の設置に関する補助についても、その一環として事業化しているところです。その中で、今回、下水道の計画区域から除外された地域については、浄化槽設置の際に補助金の上乘せを行うこととしました。お手元にあります資料112ページ、目的と書いてあるところの図を御覧ください。上乘せを行うのは、図の①と②の地域となります。①については全体計画、

いわゆる下水道で整備を計画していた区域から除外された地域のうち用途地域内、②については事業計画区域、これは下水道で整備を計画していた区域のうち、おおむね5～7年で整備を予定していた区域を今回の変更で除外した地域です。次に、補助金の上乗せの算定方法について説明します。資料の中ほどにありますように、水洗化に係る費用を下水道の場合と浄化槽の場合とで比較し、下水道の場合と同等の負担となるように設定しております。これは、図にもあるとおり、浄化槽に係る費用と下水道の排水設備等に係る費用を勘案して同等の負担になるように設定しております。また、また、図の②で事業計画区域を除外箇所と示してある範囲については制度の見直しを行い、浄化槽の更新費用を一度限り交付対象とすることとしました。今、説明した内容が、令和5年度から始まる市独自の上乗せ補助となります。最後に具体的な補助金額は、補助金と示した表のとおりです。若干説明しますと、5人槽で21万3,000円を上乗せして54万5,000円、7人槽が26万5,000円上乗せして67万9,000円、10人槽が35万1,000円上乗せして89万9,000円としております。これと併せて説明させていただきますが、単独浄化槽の処分費の補助金額については、国が補助金額を変更しましたので、9万円から12万円に変更させていただきます。また、令和5年度事業全体の予算の内訳については、113ページに記載しております。内容としては、通常分、上から3段分を足した数値として60基、上乗せ対象分、次の3段分を足した数値として40基としており、単独転換、くみ取り転換の基数はその内数となります。最後に、旧事業計画区域内の浄化槽の更新について3基分、合計103基分を計上しております。歳入については、後ほど予算書にて審議していただくこととなりますが、この歳出を示した表の下段7,163万3,000円から、上乗せ部分の942万円と浄化槽の更新分212万3,000円を除いた6,009万円、これは歳出の表の計にある額となりますが、これに補助率3分の1を掛けた2,003万円を歳入として計上しております。蛇足となりますが、最初に少し触れたとおり、上乗せ部分と浄化槽更新部分については、単独市費での事業となります。それでは、戻り

まして、110ページを御覧ください。事業期間につきましては令和10年度以降も継続するものとしております。また、予算種別は臨時的経費、会計種別は一般会計、費目は4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、18節浄化槽設置整備事業補助金としております。事業内容は、浄化槽設置に係る補助金で、令和5年度の予算額は7,163万3,000円としており、これから市独自事業である上乗せ補助分1,154万3,000円を引いた6,009万円が補助対象となっておりますので、財源内訳にありますとおり、この金額の3分の1である2,003万円が補助金となっております。最後に111ページを御覧ください。令和3年度の事務事業シートを添付しておりますが、目標達成度について「C」評価となっております。浄化槽の補助については、本市もその補助について広く宣伝しているつもりですが、あくまで個人の方が設置される際に利用される制度のため、設置基数については受け身のところがあります。ただ、令和5年度は、成果について拡充、予算についても拡大し、100基分の予算要求を行うとともに、広報やSNS等の媒体を活用して、アピールを行いたいと考えております。説明は、御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部からの説明終わりました。委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 この度、浄化槽の整備事業の分で大幅に増額されて、大変だったろうなと思いながら、国庫のほう、国の補助金、今までのやっぱり2.5倍とかになりますけど、その辺の確保は大丈夫なんですかね。

泉本下水道課長 補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金というものですが、これは地域計画というのを立てまして、複数年度で補助金を頂きますので、来年度も確保できているものです。

矢田松夫委員 設置基が倍近く増えたんですが、これでこぼれるということはないですか。こぼれるというのは、申し込んだけど駄目であったと、落



選するという事はないですか。

泉本下水道課長 基数につきましては、過去からの基数を勘案した上で100基と設定しています。本年度につきましては、途中で補助金がなくなっておりますが、来年度についても、先着順としておりますので、補助金というか用意した予算がなくなれば、打切りということで考えたいと思っております。

矢田松夫委員 この辺のところは困るわけなんですよ。予算なくなり次第って。4月1日から用意どんで行くでしょう。例えばこの前、市営住宅の関係で、条例でいろいろ変更があって、優先的に入れる人、例えば高齢者とか、気持ちいいところで気持ちいいことして、あっちのほうへ行ってもらおうと。こういう待っている人もおるわけですよ。特に高齢者。座ってやるよりは洋式便所に行きたいという人なんかの対象で、優先的に補助金の申請をされたら、便宜上、先に上げるとか、そういうことはないのですか。

泉本下水道課長 あくまで従来どおり受付順にしたいと思っておりますが、100基であれば、今年、くみ取り等の転換が約50%程度ありましたので、それを50基として、新築に対しても50基出せる予算規模となっております。100基分用意できれば、十分賄えると思っております。

中島好人委員 上乗せ額が21万円とか26万円ですけども、例えばね、去年やってしまったと。遑ってというのは難しいんでしょうかね。

泉本下水道課長 この上乗せにつきましては、あくまで下水道の事業計画区域を縮小するに当たって上乗せということにしておりますので、そのため区域を縮小した後に工事をしてからの話になってくると思っておりますので、遑ってということは考えておりません。難しいと考えております。

藤岡修美分科会長　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。それでは、審査事業 31 市営住宅建替整備事業です。執行部の説明を求めます。

臼井建築住宅課長　審査事業 31 市営住宅建替整備事業について、御説明します。予算審査資料 149 ページから 155 ページまでに事務事業調書、対象団地の概要、財源の内訳、事業の全体スケジュールと地図を掲載しておりますので御覧いただければと思います。小野田地区においては平成 21 年に平原団地の一部で、山陽地区においては、平成 17 年に萩原団地の一部での建て替えを最後に、建て替え事業が行われて来ませんでした。そのため、現時点で市営住宅管理戸数の約 4 割が、そして 10 年の後には 7 割近くが耐用年数超える見込みとなっており、今後は、確実に、また円滑に整備を図っていく必要があります。昨年 3 月に長寿命化計画を策定し、既にその中にも記載しておりますが、これから 10 年の間に、叶松団地、平原団地、西善寺団地を対象団地として、戸数 114 戸の建て替え事業を実施する計画としております。令和 5 年度の歳出予算につきましては、3 団地を対象とする基本計画の策定業務委託料、叶松、平原団地の用地測量業務委託料、また、現住棟に住む入居者を移転させる必要があります、移転先を住める状態にするための改修工事費、改修するためのアスベスト調査費、水道加入金、入居者に直接支払う移転補償費となっております。これらを合計して 8,649 万円を計上しております。この歳出に対する特定財源については、測量と移転補償の一部を対象として、社会資本整備総合交付金が経費の 2 分の 1 で交付される見込みです。基本計画を策定するに当たっては、公営住宅法の規定により、説明会の開催が義務ですので、最低でも各団地で複数回開催し、丁寧な説明に、また入居者のニーズをできる限り吸い上げた計画となるよう努めてまいりたいと考えております。令和 6 年度以降の予定についても、少し触れたいと思います。資料 152 ページを御覧ください。令和 5 年度の基本計画において、設計条件等をまとめますと、令和 6 年度に基本

設計と解体実施設計を立てまして、解体工事を実施しつつ、令和7年度に実施設計等を行って、令和8年度、9年度に建築工事を実施し、令和10年度に新しい住宅に入っていただく計画となっております。長く事業が実施されてこなかったことから、現状において、単に老朽化していることにとどまらず、住宅性能水準、居住環境水準、居住面積水準など、あらゆる指標で劣っている状況にありますので、是非にも、この事業を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。説明は以上です。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 叶松と平原があるんですが、西善寺はどうなったんですかね。

臼井建築住宅課長 西善寺につきましては、計画期間の後期、令和10年度に基本設計、令和11年度に実施設計、そして、令和12、13年度で工事に入る計画となっております、まだ先ですので、今回の資料には入れておりません。

森山喜久委員 引っ越し先の改修工事とかがあるじゃないですか。入居者用の引っ越し先としての確保なんでしょうけど、そっちの数は一応、予定戸数を確保できる見込みですか。

臼井建築住宅課長 確保できる見込みです。叶松団地については、入居者がまだ現状結構いらっしゃいますので、図面を見ていただいたらと分かると思うんですけど、真ん中の一区域を解体して建て替えると。それを南北の団地に移動していただくように考えておりますけども、これは改修経費が高いものですから、人によっては近隣のえびす団地や古開作団地や港団地に動いてもらうということも考えております。

森山喜久委員 移転される方に対しては、入居者の移転補償費を考えていらっ

しゃるんでしょうけど、一応、移転や一旦引っ越す形の方で、そこで掛かる費用は、当然のこと通常どおり家賃をもらうということですか。

臼井建築住宅課長 そのとおりです。

藤岡修美分科会長 150ページの事業費で、例えば令和5年度で、国庫支出金が1,386万1,000円か、その前に2分の1とあるんですけど、この1,861万円の根拠が見えないんです。

石橋建築住宅課課長補佐 令和5年度の建て替え事業の社会資本整備総合交付金につきましては、対象となる事業が測量調査委託料と入居者移転補償になります。測量調査委託料につきましては、事業費予算額の半分ということで、国費としては全体で1,269万8,000円、移転補償につきましては、1件当たりが17万9,000円という基本額がありまして、この2分の1が交付の金額となるということになりますので、国費としては、移転補償については116万3,000円ということで、合計して1,386万1,000円ということになります。

臼井建築住宅課長 今、課長補佐が申した内容は、151ページ下段のところの財源内訳に入れております。これを御参照いただければと思います。

中島好人委員 最後の図ですけども、こうやって見て、どうかなと思った。逆さまに見るんだけどね。平原団地です。要するに、斜線のところが古い、今残っている市営住宅で、逆さまに見ると左側の分が新しくできた分で、もう新しくできてから随分になるわけですけども、今もう入居をしている人が、かなり少ないのかな。だから、ここに住んだ人が新しいほうに替わるとか、あのときは神帆に変わるとかということがあって、もうほとんどいない状況になろうかと思うんですけども、実際、そこに入居している人というのは、何世帯あるか、分かりますか。同時に、叶松もかなり少ないんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

臼井建築住宅課長 現在のところ8世帯あります。今年度、1世帯は新しいところに移転していただいております、現在のところ8世帯です。

中島好人委員 同じく、叶松も少ないと思うんですけども、分かりますでしょうか。

臼井建築住宅課長 現在58世帯です。

中島好人委員 当時、平原のときは自治会長もやっていて、入居者の希望とも進めてきたんですけども、現在8世帯というのは、新しいところにも入らないで、ここがいいという話で来ているんだろうと思うんです。ですから、そういったところの個人的な要望も、先ほどしっかり説明しなければいけないとありましたんで、そうした要望等についても、もう少し具体的に何かそういう取組みたいのがあれば、教えてもらえたらと思います。

臼井建築住宅課長 この度、基本計画によって具体的にどこの箇所を解体して新築するかというのは、プロットしていかなければならないと思っています。平原団地に至っては40戸整備する計画になっておりますので、当然既存の団地を全部壊さなきゃいけないというわけではなく、残すところが出てまいります。そこを、どうしても離れたくない、事情があってもどうしても離れられないということが本当にありましたら、古いんですけど、既存の住宅にお住まいいただくということも、ひとつ案として考えておるところです。

恒松恵子委員 入居者の移転補償費ですけども、これは世帯当たりとか人数当たりとか、金額は決まっているんですか。

石橋建築住宅課課長補佐 建て替えの場合は、公営住宅法と公営住宅法施行規

則によりまして、移転費用については負担をしなければならないとなっておりますので、掛かった費用については負担します。この度の予算計上につきましては、市営住宅の漁民アパートの移転補償の算定要綱に基づいて算定したものを予算計上しております。

恒松恵子委員 移転補償費、例えばその中で主に引っ越し費用以外にも、エアコンの設置であるとか、使える費用があれば教えてください。

臼井建築住宅課長 補佐が申したように、動産移転料とエアコンの移転料を加味して計算しております。これは、用対連が移転補償費を算定する額を基礎として算出したものです。

恒松恵子委員 すみません、しつこくて。動産は家庭によって量が違うと思うんですけども、それは実費補償と考えてよろしいんですか。

臼井建築住宅課長 はい、おっしゃるとおりです。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは予算書に移りたいと思います。177ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の18節負担金、補助及び交付金が該当するのかな。浄化槽関係はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、240ページ、8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費はよろしいですか。244、245ページまでありますが、住宅リフォームとかいいですか。

森山喜久委員 245ページ、18負担金、補助及び交付金の住宅リフォーム助成金の説明をお願いします。

臼井建築住宅課長 地元における経済の活性化を目的としまして、地元業者に委託する改修、改修の内容も、細かく言うと制限は一定程度ありますけ

ども、民間ストックを良好な状態で次の世代に渡すということも念頭にこの制度ができておりまして、以前もお話をしましたけども、かなり御好評いただいております、毎回、ほぼ予算の消化ができております。予算を消化できていないところは、内示が出た後に、結果的に工事が行われなかったということにして、実態的にはほぼ満額いつも使っておるという制度です。

森山喜久委員 何件分の予算ということによろしいでしょうか。

臼井建築住宅課長 何件分というわけではありませんで、これは執行される額の消費税を除く10分の1、つまり1割を補填するものですので、何件分という想定ではありません。

矢田松夫委員 243ページの委託料、空き家家具撤去業務の委託料なんですが、これは萩原住宅とか平原住宅は外からも見えるわけよね。家具を放置して退去しているのは。皆、お金をこの財源から出すと思うんですけど、裁判とか訴訟とかをしないんですか。今、放置してあるんですよ、いまだに。例えば、家具じゃなくて近所に自家用車で、空き缶は別にして、とにかく家の中の分ね。中が見えるでしょ。平原とか萩原。もう、かざらで、家が崩れそうなどこでもう見えないようになって、外から見えないようになったところもあるんだけど、そういうのはどうするんですか。これから皆出すんですか。裁判すればいいのに。

石橋建築住宅課課長補佐 平原団地につきましては、令和5年度で解体を進めるように予算を計上しているところで、解体の中で発生したものを撤去するというような部分についても予算を計上しているところです。

臼井建築住宅課長 今言われたとおり、過去の動産が空き家、それこそ崩れそうな空き家の中に残っているという実態があります。本来は、退去時に全ての動産を出していただくということにしておったはずですけども、

それが、過去、もう20年ぐらい前になるんですか、できていなかったということです。とりわけ萩原なんかで目に付くところがありますけども、これはもう市で処分するほかないとは考えております。放置自動車の件は、以前から、持ち主は市内の方であると分かっておりますので、連絡を取って、撤去してくれという指導しているんですけど、実際まだ動いていないということです。

中村博行委員 耐震診断です。トルコ地震があつて、そういう耐震化に向けた気持ちというのが少しはあろうかと思うんですよね。それで、この委託料ですけども、またその次のページの耐震診断改修事業補助金、どのぐらい見込んでいらっしゃいますか。戸数をです。

臼井建築住宅課長 これは、社会資本整備総合交付金を利用したもので、県の配分に基づいております。毎年、診断が20件、改修が1件です。改修は上限を100万円としておりますので、取りあえず1件です。

中島好人委員 同じく243ページの修繕費の関係なんですけども、ここは計画的に修繕をしていくという方針なのか、それとも入居者からの要望があった際にそれに対応していくのか。流れとしては、その二つの方法なのか。予算額として、全部それが消化できるのか、足りないのか、足るのか。その辺のところについてお尋ねします。

臼井建築住宅課長 この修繕料につきましては、計画的にする修繕とその都度生じる修繕に分かれていまして、経常的な修繕としては1,900万円です。2,976万4,000円のうちの1,900万円は経常予算としての修繕で、入居者の訴えとかがあつて対応します。ですから、どれぐらい壊れるか修繕が必要かというのは分かりません。残りにつきましては、消防設備点検、あるいは水道メーター、昇降機、つまりエレベーターの修繕等です。



中島好人委員 もう一つ聞いたのは、予算額を消化しているのか、積み残しはないのか。

臼井建築住宅課長 生活に直結した修繕、例えばトイレの修繕を待てというわけにはいきませんで、当然、足りない場合は、流用してでも対応します。今年度、昨年度、一昨年度、ほぼほぼ予算を使い切っているという状況にあります。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）2目の住宅建設費については、先ほどの審査事業で審査しておりますので、審査番号④番の審査を終わります。

（執行部退室）

藤岡修美分科会長 以上で、議案第9号に係る令和5年度山陽小野田市一般会計予算に係る分科会の審査を終わりましたが、自由討議という形で、特に気になる項目があればお願いします。

森山喜久委員 今日午前中に発言した分で、鳥獣被害の対策の関係で、去年はまた附帯決議として、捕獲隊の方々に対する補助を1回じゃなくて2回に下さいよと提言させてもらって、秋口には請願者が来て、その請願内容を含めて、行き目の届く計画をという要望もある中で、今回の予算でその場で話が初めて出たものではないんですけど、なかなか、今回、それでも、十分に特措法にのっとりやっったものかといったら、もう少し努力を含めてできたんじゃないかなというところがあります。そういった点を含めれば、鳥獣対策強化、そして予算配分の関係も、本来はもう生き目の届く、私のほうも1点、猟友会の分の補助金の分の80%特別交付税負担というのを失念しておって言い間違えたところあるんですけど、それでも総額のほうで言えば、まだまだ300万円なら300万円取れる状況の中を、数十万円単位のところで区切っているところがある

んで、鳥獣対策にもう少し本腰を入れてもらうという提言を含めてできないかなと思っています。

藤岡修美分科会長 森山委員から、鳥獣対策被害に対する市の対応を、もう前向きにどうか、部長からは前向きに取り組みたいという答弁があったんですけど、予算に関して今回余りにも付き方が少ないような気がしております。その辺りで、何か予算で附帯決議のような形で付けるかどうかという意識ではおりますが、皆さんどんなですかね。鳥獣被害。ほかは何かあります。あったらまた出していただいたら。（発言する者あり）

矢田松夫委員 予算額が少額であると。駆除数の頭数が増えているにもかかわらず、予算が今回付いていなかったと。これは附帯決議というのは、議会決議が重たいもんだから、やっぱり嚴重に出していかなきゃいけない。それから補助金の支払は毎月1回にせいというのは少し改善されたけど、予算については、増加が見込まれるんならそれに応じて予算も組まないといけないけど、それは大したことがなかったから、これはやっぱり言わないといけないね。

中村博行委員 特措法にある程度準じたというのは、ずっと請願の中にもあったんですが、それに対しての動きがちょっと遅いということが気がかりで、何か慌ててやっているようなところがあるので、もう一度本腰を入れてやってもらえるような形が望ましいのではないかと思います。

中岡英二副分科会長 今日執行部から前向きな答弁を頂いたとは思いますが、やはりもう少しスピード感を持ってやるべきだと思いますね。もう本当、そういう被害が出てからでは遅いので、もっともっとスピード感を持って、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

藤岡修美分科会長 そういう形で何らかの附帯決議を付けるということによろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 ある意味ではかなり前進と思います。予算ということもだけど、市民との関係で、いざというときに市民がどういうふうに通いて、どういうふうな形で、どういうシステムかが、分かりやすく、そういう広報というか、その辺のところはもう少し、知恵が要するというか策というか啓もうの点で、いささか必要ではないかなと感じました。だから、猟友会とかについては、部品等の約35万円追加して購入したりとかはあるけども、市民との関わりはどうなのかが気になったところです。

藤岡修美分科会長 分かりました。その辺も踏まえてということで。ほかによろしいですかね。この件については、20日の14時から市民懇談会が予定されていますので、皆さんその辺を意識していただいて向かっていただければと思います。それから、20日の9時から、これは事務局から連絡があったのかな、総務文教常任委員会と産業建設常任委員会で、例の入札関係で連合審査をぜひともやりたいということで、総務文教常任委員長から投げかけがありました。議事録まとめて、皆さんに送っていると思いますので、もう一度よく読まれて、3月20日9時からの連合審査に臨んでいただければと思います。それぐらいかな。鳥獣被害の附帯決議については、市民懇談会でまた皆さん意見出るかも分かりませんので、その辺も加味しながら作っていただければと考えております。

矢田松夫委員 一つ一つやらないといけないと言うから、一つ一つ言うよ。地方バス路線、前回やったんだけど、附帯決議、あの字句の中でどうもおかしいのが、地域のニーズに合ったダイヤ編成を検討するなど行っていることは、承知、評価しているって書いてあるけど、評価した覚えがないんだよね。今回もその評価した覚えがもうだんだん破綻し、今回高泊もそうやったし、やることなすことだんだん破綻しているんだよね。一番良いのは、北部の巡回バスぐらい。やってもやっても駄目なんよね。何か予算ないだろうか。金を使っても乗り手がないですよ。今回僕も提案したんだけど、例えばねたろう号ね。小正寺の。津布田小学校から、

停車しているのに、何で埴生駅まで行かないのかってね。サンデン交通と競合するからって、競合するところだってあるわけよね。ないのかな。ないね。いや、ないね、サンデンとの競合は。だけど、それとは関係ないと思うんだけど。そうしたらスクールバスも要らなくなるし、無駄な金も要らないし。その途中に、スクールバスは病院で降りられないけど、ねたろう号は原田外科とか地域交流センターとか銀行とか郵便局等で降りられるわけよね。それをぜひ考えてほしい。

藤岡修美分科会長 高泊については、今実証みたいな形で、かなり停留所も工夫して、看板とかを付けてやられているんですけど、やっぱり皆さん車を使われて、マイカーを使われて、本当によっぽどの人、病院に行かれるとかです。なかなかね、そこは需要と供給が。

恒松恵子委員 今、地方路線バスですけれども、たしかに理科大生が無料で乗れるということで、小野田駅からサンパークに向かうとか、市内線では割と若い方が乗っているとお見受けするんですが、小野田駅から乗り継ぎが、市内に出るときに非常によろしくない。6時1分に小野田駅に着いて、6時のバスとか、本当に数分の改善で改良され、動き移動がしやすくなると思うので、関係機関があるので難しいと思いますが、市としてもそのような接続について、ねたろう号を含め、働きかけをお願いしたいと思います。

矢田松夫委員 議事録を読んでも、新幹線の厚狭駅からの理科大生の乗り換えはないじゃないかというのもあったね。議論があったと思います、産建の中で。

中村博行委員 地域から要望があって、それに応えて、デマンドとかをやってきたと思うんですよ。ですけども、いざそれを事業としてやってみると、やっぱり利用者がいない。その辺、やはり何らかの理由なりがあると思うんです。要望があるからそれに応えて事業をして、だけど、利用者も

ないと。今回、新たな公共交通の計画が出ているので、それを踏まえた中でね、委員会で所管事務とか何かで、やっぱり行政だけじゃなくて、やっぱり議員も、委員会を含めていろいろ聞き取りをしていると思いますので、今後、今度予算で附帯決議を付けるかどうかというのは別の問題として、もっと掘り下げていかなきゃいけないのではないかとは思っています。

藤岡修美分科会長 分かりました。中村委員から、今、新しい計画と突き合わせながら、実際の現場が地元から要望で作ったのに、生き目が行かないというか、何かなかなか金を掛けた割にはというところもあるんで、そこは委員会の中で継続審査ということで続けていくということによろしいですか。

中島好人委員 高泊に限らず公共交通のデマンドの在り方なりね、あれはやっぱり今後の市民の願いというのがあるんで、やっぱり委員会としても、やはり学習なりね、きちっと学者も読んだりとか、こっちもいろいろ調査したりとか、そういうテーマで学習していく必要があるんじゃないですかね。前の厚狭のほうなんかは、やっぱり会員制とかね、地域の人たちの要望とかも聞いたんじゃないかな。何がいいか私も分かりませんが、やっぱり調査、学習、いろんなことを学んでいかなきゃいけないなというのはあります。こういうのが一つ失敗していくと、後の地域の在り方の問題にも関わってくるんで、どういう形が成功するか。成功した例とかもしっかり学んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

中村博行委員 特に急激な高齢化、3年たったら、もうごろっと変わっていると。だから、ちょっと前までは大丈夫だったんやけども、免許証も返納しないといけないという状況が、もう本当目の前に迫ってきているという状況も非常に認識した上で取り掛かりたいと思います。

藤岡修美分科会長 それでは高齢化に対応した公共交通というテーマで研究し

ていきたいと思えます。これについては、所管事務調査と、あとコロナも明けたので、いずれ視察も兼ねて、講師を呼ぶのもいいかも分かりませんが、研究していくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにはいいですか。それでは、分科会を終了します。

---

午後 3 時 4 7 分 散会

---

令和 5 年（2023 年）3 月 1 5 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美